

琉球大学学術リポジトリ

琉球・中国交流史研究

メタデータ	<p>言語:</p> <p>出版者: 上里賢一</p> <p>公開日: 2010-01-22</p> <p>キーワード (Ja): 琉球と中国, 福建省, 交流史, 冊封と進貢, 久米村, 民間宗教</p> <p>キーワード (En): Ryukyu and China, Fujian Province, History of Exchange, Inverstiture and Tribute, Kume Village</p> <p>作成者: 上里, 賢一, 金城, 正篤, 池宮, 正治, 西里, 喜行, 高良, 倉吉, 赤嶺, 守, 長部, 悦弘, 豊見山, 和行, 星名, 宏修, 石崎, 博志, 王, 耀華, 徐, 恭生, 謝, 必震, 方, 宝川, Uezato, Kenichi, Kinjo, Seitoku, Ikemiya, Masaharu, Nishizato, Kikou, Takara, Kurayoshi, Akamine, Mamoru, Osabe, Yoshihiro, Tomiyama, Kazuyuki, Hoshina, Hironobu, Ishizaki, Hiroshi</p> <p>メールアドレス:</p> <p>所属:</p>
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/15029

歴代宝案文書の文書様式（構成）と特殊用語について

西里 喜行

はじめに

中琉関係史の研究において最も重視すべき基本史料は、言うまでもなく『琉球王国評定所文書』と『歴代宝案』であろう。前者は琉球王府の中枢機関たる評定所において蓄積された行政文書であり、後者は琉球王国の外交文書を王府自ら編集したもので、いずれも同時代の一次史料として重要な位置を占めている。とりわけ、歴代宝案の場合は、収録文書の年代が1424年（尚巴志王3年、永楽22年）から1867年（尚泰王20年、同治6年）までの444年間にわたり、往復文書の相手国も中国を中心として朝鮮や東南アジア各国を含み、すべて漢文文書である点で、中国王朝の行政文書の延長線上にも位置づけられ、世界史上でも希有な外交文書として注目されている。

もともと、歴代宝案文書には明清時代の档案が大量に引用されているので、歴代宝案の世界を正確に理解するためには、明清時代の文書行政のあり方、とりわけ中央政府と地方行政機関との間の、あるいは地方行政機関相互の文書往来の特徴を把握することが不可欠の前提となる。

皇帝と総督・巡撫、中央政府と地方政府との間の文書往来の特徴についていえば、雍正硃批諭旨の研究に促進されて奏摺制度の解明が大きく前進し、^{〔*1〕} 中央政府内における文書決裁のプロセスとあわせて中央政府と地方政府との間の文書行政の実態もかなりの程度解明されてきたといえるけれども、地方レベルの文書行政の実態は未だ不明の部分が多い。^{〔*2〕}

地方における文書行政の実態の解明が遅れているのは、地方の档案文書がほとんど現存しないという事情によること、いうまでもない。なぜ地方衙門に歴史档案が現存しないのかということ自体、一つの問題であるが、最近、四川省の巴県文書や台湾の淡新档案が刊行されたことによって、ようやく地方レベルでの文書行政の実態を解明する手がかりを得ることができたとい

〔*1〕 宮崎市定「雍正硃批諭旨解題—その史料的价值—」（『東洋史研究』第15巻第4号）、同「雍正時代地方政治の実状—硃批諭旨と鹿洲公案—」（『東洋史研究』第18巻第3号）、莊吉發『清代奏摺制度』（国立故宮博物院、中華民國68年）等参照。

〔*2〕 最近の注目すべき成果として、黨武彦「清朝における地方文書行政システム—仁井田陸博士旧蔵清末蘇州府昭文県文書を中心として—」（『専修法学論集』第72号）、小田則子「中国第一歴史档案館所蔵『順天府档案』について」（『史林』第81巻第1号）等が挙げられる。

える。〔*3〕

巴県文書等の検討を踏まえて、最近、中国では清代文書の研究書や辞書が刊行されはじめている〔*4〕けれども、まだ十分な説得力を持ち得るまでには至っておらず、検討の余地が遺されている課題は少なくない。

現在、沖縄県においては、文化事業の一環として貴重な歴史遺産とも言うべき歴代宝案文書の編集計画(校訂本・訳註本刊行計画)を推進中であるが、歴代宝案の訳註作業を進捗させる上からも、明清時代の文書様式の特徴及び文書行政のあり方に関わる若干の特殊用語の解明は緊急の課題となっている。本報告は前稿〔*5〕に続いて、この課題へのアプローチを意図した一試論である。

1. 文書様式(構成)の特徴

明清時代の行政官庁間の往来文書は、大別して上行文(詳文・申文・呈文・験文・稟文・状・啓)、下行文(牌・票・札・示)、平行文(咨文・移会・移文・関牒)に分類される。〔*6〕上行文とは下級官庁から上級官庁へ提出される文書、下行文とは上級機関から下級機関への命令・指示文書、平行文とは平行機関相互の往来文書のことである。各文書の様式には一定の規定があり、文書行政の中ではその規定を厳守することが要求される。ただ、現実には生起する諸問題をめぐる行政処理が複雑化するにともない、一つの文書の中に多数の引用文書が積み重なることになり、文書の様式(構成)が複雑化するのを避けられない。歴代宝案文書も例外ではなく、中国内部における行政処理の複雑さをストレートに反映した文書が少なくない。以下、若干の具体的な事例を通じて文書様式の特徴を検討し、訳註作業における問題点を指摘しておきたい。

A. 咨文における決裁済みの詳文引用の場合の様式(構成)

福建等处承宣布政使司(以下、福建布政使司)と琉球国中山王(以下、琉球国王)は同品級(二品)に位置づけられ、両者の往復文書は平行文書の中の咨文である。咨文において、上行文書の一つとしての詳文が引用される場

〔*3〕 国立台湾大学図書館編『淡新档案』行政(一)～(四)等。

〔*4〕 張我徳等編著『清代文書』(中国人民大学出版社、1996年)、雷栄広等著『清代文書綱要』(四川大学出版社、1990年)、劉文杰著『歴史文書用語辞典』(四川人民出版社、1988年)等。

〔*5〕 西里喜行「〈解説〉歴代宝案文書の様式と構成」(『那覇市史』資料編 第一卷 4所収)。

〔*6〕 前掲・張我徳等編著『清代文書』等参照。

合の様式（構成）上の特徴を、『歴代宝案』第二集 174 卷 15 号文書（以下、宝案 2-174-15 号文書のように略称）を素材として検討しよう。

宝案 2-174-15 号文書の原文は次の通りである（句読点は引用者による）。

福建等處承宣布政使司、爲籲恩體例等
事、道光貳拾壹年玖月貳拾參日、奉
代理總督部堂劉 批本司詳、查得、琉球
國王尙 遣正使耳目官向國鼎副使正
議大夫林常裕、率領官伴、恭齋道光貳拾
年分

表文方物入

貢、業經委員伴送晉

京、事竣回閩、照例安插館驛在案、茲據福州

府海防同知文燦詳、據土通事鄭澄瀾等

稟報、副使正議大夫林常裕、得沾霍亂吐

瀉病症、球醫調治不痊、于捌月貳拾日申

時、在館病故、自備棺衾收殮等情、并據該

廳查例具詳前來、本司查定例、凡外國貢

使在途病故、應

內閣撰給祭文、所在布政司備祭品、委官

致祭一次、仍置地安葬、立石封識、若同來

使臣自願帶回骸骨者、聽從等語、乾隆參

拾壹年、琉球國進

貢副使正議大夫鄭秉和、又嘉慶陸年謝

恩副使鄭德功、在門病故、又嘉慶拾參年、進

貢正使楊克敦、在浙省病故、又道光拾玖年、

謝

恩正使法司王舅翁寬、在門病故、均經先後

奏題、照例給與棺價銀貳拾兩、并奉撰給祭

文致祭在案、茲琉球國來閩進

貢副使正議大夫林常裕、事竣回閩、在館病

故、自應查照鄭秉和等案之例、

題報請

恤、照例給與棺價銀貳拾兩、并請

撰給祭文、備辦祭品、委官致祭一次、以昭柔

遠、而慰幽魂、其使臣骸骨、聽該夷官自行

擇地、在閩安葬、立石封識、理合詳請察核
具

題、并請移咨

戸禮部查照等由、奉批、仰候
撫部院衙門察核具

題、並移咨

戸禮部查照、繳、又于玖月貳拾肆日、奉
巡撫部院劉 批、仰候察核具

題、仍候

督部堂衙門批示、繳、各等因、奉此。

宝案 2-174-15 号文書は福建布政使司から琉球国王あての咨文であって、その中には三つの文書が包括されている。即ち、①福州琉球館で病死した進貢副使林常裕に棺価銀等を支給する件についての文書、②病死した林常裕の葬祭等に関する礼部の報告、③故林常裕への棺価銀等の支出に関する財務処理の報告の三文書であって、その内①の文書が前掲の原文である。

さて、前掲の原文の様式（構成）を検討する場合、冒頭の「奉代理總督部堂劉 批本司詳」という一句がキーワードとなる。代理總督部堂劉の批と本司の詳との関係をどのように位置づけるかによって、様式（構成）の理解が左右されるとともに、両者の前後関係のとらえ方にも影響せざるを得ないからである。因みに、沖縄県教育委員会発行の『歴代宝案』訳註本第三冊に収録されている宝案 2-10-04 号文書の読み下し文では、「康熙五十八年三月二十五日、總督閩浙部院加三級覺羅滿（保）の批を奉ず。本司呈詳す。查得するに、琉球国は旧例、兩年一貢なり」となっている。^{〔*7〕}この読み下し文によれば、時間的には「總督覺羅滿（保）の批」が先で「本司呈詳」は後のようにも受け取れるだけでなく、「批を奉ず」と「呈詳す」と「查得す」の主語も前後関係も明確ではないように思われる。

宝案 2-10-04 号文書と宝案 2-174-15 号文書の様式（構成）はほぼ同様であるから、前者の読み下し文の問題点を考慮しながら、後者の様式（構成）や読み下し文も再検討する必要がある。前掲の宝案 2-174-15 号文書の場合、まず注目すべき点は、福建布政使司が故林常裕への棺価銀支給の経緯を琉球国王へ知らせるために、上司の總督・巡撫へ提出した自らの詳文を引用していることである。この点を確認できるとすれば、文書冒頭の「奉代理總督部堂劉 批本司詳」の一句は、「代理總督部堂劉の批を奉けたる本司の詳に、

〔*7〕 沖縄県教育委員会発行『歴代宝案』訳註本第三冊、339 頁。

(以下の如く記す)」と読むことも可能である。このように読み下すことによって、「査得」から始まって「并請移咨戸禮部查照」に至るまでは「本司の詳」の引用であることも明確となる。また、「奉批」の直後から「各等因」の直前までは「本司の詳」に総督・巡撫が書き込んだコメント（指示）であることも明白となる。

以上の検討結果を踏まえて、宝案 2-174-15 号文書の前掲原文を読み下すとすれば、次の通りである。

福建等处承宣布政使司、恩を体例に籲む等の事の為にす。

道光二十一年九月二十三日、代理総督部堂劉の批を奉けたる本司の詳に、

「査し得たるに、琉球国王の尚（育）、正使耳目官の向国鼎・副使正義大夫の林常裕を遣し、官伴を率領し、恭しく道光二十年分の表文・方物を齎して入貢せしむ。業経に員に委して伴送せしめて京に晋め、事竣りて閩に回れば、例に照らして館駅に安插せしめて案に在り。茲に福州府海防同知文燦の詳に拠るに、

『土通事の鄭澄瀾等の稟を拠けたるところ、〈副使正義大夫の林常裕は霍乱吐瀉病症に沾るを得て、球医調治するも痊えず、八月二十日の申の時に於いて、館に在りて病故したれば、自ら棺衾を備えて収殮せり〉とあり』等の情あり。

並びに該庁、例を査して具詳して前來するに拠り、本司、査するに、定例には、

『凡そ外国の貢使、途に在りて病故すれば、応に内閣より祭文を撥給し、所在の布政司は祭品を備え、官に委して祭一次を致さしめ、仍お地に置いて安葬し、石を立てて封識せしめ、若し同來の使臣自ら骸骨を帶回するを願う者あれば、聴従すべし』等の語あり。乾隆三十一年の琉球国進貢副使にして正義大夫の鄭秉和、又嘉慶六年の謝恩副使の鄭徳功は閩に在りて病故せり。又嘉慶十三年の進貢正使の楊克敦は浙省に在りて病故せり。又道光十八年の謝恩正使の法司王舅翁寛は閩に在りて病故せり。均しく経に先後に奏題し、例に照して棺価銀二十両を給与し、並びに撰給せる祭文を奉じて祭を致して案に在り。

茲に琉球国の閩に來るの進貢副使にして正義大夫の林常裕は、事竣りて閩に回り、館に在りて病故したれば、自ずから応さに鄭秉和等の案の例を査照して題報し、恤みて例に照らして棺価銀二十両を給与せんことを請うべし。並びに祭文を撰給し、祭品を備弁し、官に委して祭一次を致さしめ、以て柔遠を昭らかにして幽魂を慰めんことを請う。その使臣の骸骨は該夷官自ら地を掘りて閩に在りて安葬し、石を立てて封識するを聴すべし。理として合に

察核して具題せられんことを詳請す。並びに戸・礼部に移咨して査照せしめんことを請う」等の由あり。

批を奉けたるに、仰（たの）むらくは撫部院衙門の察核して具題するを候たれよ、並びに戸・礼部に移咨して査照せしめよ、繳す、とあり。又、九月二十四日、巡撫部院劉の批を奉けたるに、仰むらくは察核して具題するを候たれよ、仍お督部堂衙門の批示を候て、繳す、各等の因あり。此を奉けたり。

福州で病没した琉球国の進貢副使林常裕に棺価銀を支給したプロセスについて琉球国王へ通知する咨文の中で、福建布政使司は第一に自らが上司の総督・巡撫へ提出して決裁を経た詳文を引用したわけで、その範囲は「査し得たるに、～～並びに戸・礼部に移咨して査照せしめんことを請う」であること明瞭である。末尾の「批を奉けたるに」以下、及び「巡撫部院劉の批を奉けたるに」以下に列挙された指示は、総督と巡撫が布政使司から提出された同文の詳文（通詳）の末尾に書き込んだコメントであることも、これまた明白である。布政使司の詳文の中では、下級機関の福州府海防同知文燦の詳（『土通事の鄭澄瀾等の稟～』）および「定例」（『凡そ外国の貢使～』）や「前例」（乾隆三十一年の琉球国進貢副使～案に在り）などが引用され、さらに福州府海防同知文燦の詳の中では、管轄下の土通事鄭澄瀾等の稟（副使正議大夫の林常裕は～収斂せり）が引用されているように、いくつもの文書が重層したやや複雑な構成となっていることにも注目すべきであろう。

B. 琉球館貿易に関する咨文の構成

中琉関係史のなかで、福州の琉球館は重要な位置を占めている。^{〔*8〕} 周知のように、琉球館は琉球の進貢使節や漂着琉球人の宿泊施設として利用されただけでなく、進貢船や接貢船、あるいは護送船の積載品と中国側の商人（客商）の持ち込む商品を交易する貿易市場としても機能していたからである。従って『歴代宝案』には琉球館貿易に関連する文書が多数含まれている。

その一例として、宝案 2-180-02 号文書を提示し、その様式（構成）上の特徴を検討してみよう。原文は次の通りである（句読点は引用者による）。

又爲籲恩體例等事。道光二十四年

〔*8〕 深澤秋人「福州における琉球使節の構造—清代の存留通事像を中心に—」（『歴代宝案研究』第 9 号 1998 年）、同「福州琉球館の構造と改修」（『琉球王国評定書文書』第 16 卷所収 2000 年）、西里喜行「中琉交渉史における土通事と牙行（球商）」（『琉球大学教育学部紀要』第 50 集 1997 年）等参照。

十月三十日、奉

總督部堂劉 批前司詳、查、琉球國進接
貢船隻到閩、據署福防同知詳、據琉球國進
貢存留通事魏學賢、呈請照例給示、開館
貿易、相應循照向例、准其所請、除違禁史
書及黑黃紫皂大花西番蓮緞疋、焰硝、牛
角、倭鉛、兵器、桐油、鐵鍋、黃紅銅器等項、不
許收買、又乾隆二十四年奉禁絲觔、綢緞、
紗羅、不許販買出洋、業已增入禁條、續於
乾隆二十八年十二月間、欽奉

諭旨、琉球國、准其歲買土絲五千觔、二蠶湖絲
三千觔、等因。又於乾隆三十年四月間、奉
督撫院憲摺

奏、琉球國歲買絲觔八千觔之內、改配綢緞
二千觔、每綢緞一千觔、扣抵絲一千二百
觔、按數扣除、欽奉

硃批轉行欽遵在案。茲據夷官體例具呈前情、
相應循照舊例、准其開館貿易。惟絲觔一
項、欽遵

諭旨、定額收買、如有改配綢緞、亦准其照額改
配、於歲買絲觔之內、按數扣除、除不許額外
多買夾帶滋幣、其餘氈條、布疋、藥材、雜貨
等物、不關禁條者、悉聽該夷兌買交易、完
竣之日、驗明飭運回國。現據具稟所帶土
產雜物、懇乞迅賜給示等情、相應俯如所
請、卽令定期開館貿易、以示體卹。仍遵奉
憲行、嚴飭看管員役、留心稽察、自開館之
日爲始、驗明兌換出入貨物、按日摺報、並
令將開館日期、先行通報、不許把驛員弁
兵役、需索陋規、嚴禁附近土棍奸民入館、
勾通局騙、串帶禁物、逾額滋幣、並令土通
事、將交易客商姓名、兌買物件、按名摺報、
事竣着令福防廳、彙造細冊、送司查核、並
飭譯諭夷官等、趕緊貿易、剋期報竣、詳請
遣回、毋許逗留貽悞、仍俟開駕時、將所買
各項貨物、委員盤驗上船、以杜透漏、除給

示實貼柔遠驛曉諭外、理合詳報、伏候察
核批示、等由。奉批、據詳已悉、仍候
撫部院批示、繳。又奉
前巡撫部院劉 批、據詳已悉、仍令將開
館日期具報、並候
督部堂批示、繳、各等因。

宝案 2-180-02 号文書も福建布政使司から琉球国王へ宛てた咨文であって、その中には 9 通の文書が引用されている。即ち、①道光二十四年の進貢使節派遣を通知する琉球国王からの咨文、②官生の帰国許可を要請する琉球国王の上奏文の写し、③琉球の進貢品を受領する方法についての布政使司の総督・巡撫あての詳文、④琉球使節の福州出発と北京行きの日程に関する総督・巡撫の上奏文、⑤進貢船の積載品の貿易許可を要請する布政使司の総督・巡撫あての詳文などである。①及び②は琉球国王からの咨文を受け取ったことを知らせるために引用したのであって、一般には咨覆と称される。③以下の文書は琉球国王の要請がどのように処理されたかを示すための清国内部の関連機関の行政文書の引用である。その内、⑤の布政使司の詳文が前掲の原文である。宝案 2-180-02 号文書に含まれる⑤の布政使司の詳文の様式(構成)も、基本的には、先の宝案 2-174-15 号文書のそれと同様であるけれども、引用文書の範囲を確定するには慎重な検討が必要である。以下、前掲原文に相当する⑤の読み下し文を提示して、その文書構成及び引用文書の範囲を検討してみよう。

また、恩を体例に^{もと}籲む等の事の為にす。
道光二十四年十月三十日、総督部堂劉の批を奉けたる前司の詳に、
「査するに、琉球国の進接貢船隻 閩に到る。署福防同知の詳に拠るに、
『琉球国の進貢存留通事の魏学賢、例に照らして示を給し、館を開きて貿易するを呈請するに拠り、相い応に向例に循照して、その請う所を准すべし。違禁の史書及び黒黄紫阜大花西番蓮緞疋・焰硝・牛角・倭鉛・兵器・桐油・鉄鍋・黄紅銅器等の項は除きて収買するを許さず。また乾隆二十四年奉禁の絲舳・綢緞・紗羅は販買出洋するを許さず、業已に禁條に増入せり。続いて乾隆二十八年十二月の間において、諭旨を欽奉したるに、〈琉球国には、その土糸五千舳・二蚕湖糸三千舳を歳買するを准せ〉等の因あり。また、乾隆三十年四月の間において、督撫院憲の摺奏を奉じたるに、〈琉球国の歳買せる絲舳八千舳の内、綢緞二千舳に改配し、綢緞一千舳毎に糸一千二百舳に扣抵し、数に按じて扣除せしめんとす〉とありて、硃批を欽奉して転行せり。欽遵して案に在り。

茲に、夷官 例を体して前情を具呈するに拠り、相い応に旧例に循照して、その館を開きて貿易するを准すべし。惟だ絲舫の一項は論旨を欽遵し、額を定めて収買せしめ、もし綢緞に改配するあれば、またその額に照して改配するを准し、歳買の絲舫の内より数に按じて扣除し、額外に多買夾帯して弊を滋すを許さず。その余の氈條・布疋・薬材・雑貨等の物にして禁條に関わらざる者は、悉く該夷の兌買交易するを聽すべし。完竣の日に驗明し、飭して運びて国に回らしめんとす。現に〈帯びる所の土産の雑物は、迅かに示を給するを賜わらんことを懇ろに乞う〉等の情を具稟するに拠り、相い応に俯して請う所の如くし、即ちに期を定めて館を開きて貿易せしめ、以て体恤を示すべし』とあり。

仍って憲行を遵奉し、看管の員役を嚴飭し、留心稽察せしめ、館を開くの日より始めと為し、兌換出入の貨物を驗明し、日に按じて摺報せしめ、並びに館を開くの日を將て、先に通報を行わしめ、把馭の員弁・兵役の陋規を需索するを許さず、付近の土棍・奸民の館に入りて勾通局騙し、禁物を串帯し、額を逾えて弊を滋すを嚴禁す。並びに土通事をして交易の客商の姓名、兌買の物件を將て、名に按じて摺報せしめ、事竣われば着して福防廳をして細冊を彙造し司に送りて査核せしめ、並びに飭して夷官等に訳諭し、趕緊に貿易し期を剋して報竣せしめ、遣り回さんことを詳請し、逗留して誤りを貽すを許す母からしめんとす。仍お開駕の時を俟ちて、買う所の各項の貨物を將て、員に委して盤驗して上船せしめ、以て透漏を杜ざさしめんとす。示を給して柔遠馭に実貼し曉諭するを除くの外、理として合に詳報すべし。伏して察核して批示せらるるを候つ」等の由あり。

批を奉じたるに、詳に拠り已に悉れり、仍お撫部院の批示を候て、繳す、とあり。また、前巡撫部院劉の批を奉じたるに、詳に拠り已に悉れり、仍お開館の日を將て具報せしめよ、並びに督部堂の批示を候て、繳す、各等の因あり。

以上の原文及び読み下し文によって、琉球館貿易が開始されてから終了するまでのプロセスの概要を窺知し得る。即ち、①琉球国の存留通事魏学賢から署福防同知あてに琉球館貿易を開始したい旨の要請書が提出される。②存留通事の要請を受けて、署福防同知から布政使司へ、琉球館貿易の前例等を勘案して貿易開始を提案する。③署福防同知の提案を受けて、布政使司から総督・巡撫へ、琉球館貿易を厳正に実施する諸条件を提示して承認を求める。④布政使司からの要請を受けて、総督・巡撫は承認の決裁を下す。総督・巡撫の決裁は逆に、①布政使司→②署福防同知→③存留通事のプロセスで伝達される。

以上のプロセスを念頭に置いた上で、文書構成を検討すれば、前福建布政使司の詳文の範囲は、「査するに、琉球国の進接貢船隻 閩に到る」から「伏して察核して批示せらるるを候つ」までであることは一目瞭然である。この布政使司の詳文の中で、署福防同知の詳文が引用されているわけであるが、その範囲を確定することは容易ではない。むしろ「琉球国の進貢存留通事の魏学賢、例に照らして示を給し、館を開きて貿易するを呈請するに拠り」云々から、署福防同知の詳文の引用が始まっていることは明白であるが、詳文の終わりを示す「等の因」「等の由」や「等の情」などの用語がないため、詳文の範囲を確定するのに戸惑うのである。しかし、詳文の終わりを判断する手がかりは存在する。前掲の読み下し文で指摘すれば、「仍って憲行を遵奉し」の一句がその手がかりとなる。「憲行」とは上司の命令・指示のことであるから、ここでは総督・巡撫の命令・指示を遵奉することを意味する。つまり、前掲の一句の意味は「署福防同知の提案を受け取ったので、私（布政使司）は総督・巡撫のご指示に従って」云々ということになる。とすれば、前掲一句の直前までが署福防同知の詳文であって、その範囲は「琉球国の進貢存留通事の魏学賢」云々から「以て体恤を示すべし」までということになるであろう。署福防同知の詳文の中で、さらに乾隆二十八年十二月の「諭旨」や乾隆三十年四月の「督撫院憲の摺奏」が引用されていることは明瞭である。

2. 特殊用語の問題

明清時代の档案文書と同様に、歴代宝案文書にも文書様式（構成）を解明する際に手がかりとなる特殊用語が少なからず含まれている。たとえば、上級機関の文書を受け取る際の接受語としての【奉～憲票、～等因、奉此】、並行機関の文書を受け取る際の接受語としての【准～咨、～等因、准此】、下級機関の文書を受け取る際の接受語としての【拠～詳、～等因、拠此】などである。以上のような接受語が用いられている場合には、引用文書の範囲は「等因」の直前までで、引用文書がどの機関の文書であるかも一目瞭然である。因みに、読み下し文においては、上級機関の文書を受け取る際の接受語は「～の憲票を奉けたるに、～等の因あり、此れを奉けたり」と読み、並行機関の文書の場合は「～の咨を准けたるに、～等の因あり、此れを准けたり」と読み、下級機関の文書の場合は「～の詳を拠けたるに、～等の因あり、此れを拠けたり」と読むのが慣例である。文書様式（構成）に直接関わる用語の外にも、特殊用語とみなすべき用語は少なくない。以下、具体的な事例を検討しよう。

A. 「飭拋」の用例と意味について

上級機関から下級機関に指示して問題の事案を処理させ、処理した下級機関の報告を引用する場合に用いられる特殊用語の一つが「飭拋」である。次のような用例がある。〔*9〕

- ①茲據藩司徐詳稱飭據該署同知裕祿譯訊得難夷島袋卽袁肇聲等十八名均係琉球國那霸東西村人。〔*10〕
- ②茲據藩司徐 飭據兼署福防同知王江譯訊該難夷具志堅筑登之親雲上是船主牛當当山是舵工。〔*11〕
- ③茲據藩司徐飭據代理福防同知霍明高譯訊該難夷石嶺係屬船主兼舵工。〔*12〕
- ④當經飭據福防同知取具存留夷官領狀到司隨經詳明筭庫支給承領在案。〔*13〕
- ⑤據藩司陳慶偕詳稱飭據福防同知王江譯訊該難夷比嘉宮城島袋渡口卽度久地仲村渠知花通船共陸人俱係琉球國那霸府人。〔*14〕

以上の用例において注目されるのは、「飭拋～訳訊得」「飭拋～訳訊」「飭拋～取具」というような対応関係である。飭拋の「飭」には上級機関が下級機関へ命令・指示するという意味が含まれており、「拋」には下級機関の報告を受け取るという意味があることから、「飭拋～訳訊得」の意味は「下級機関の～に指示して訳訊させ、訳訊して得た結果を報告させたところに拋ると、～である」ということになる。このような意味を内包しているものと理解して読み下すとすれば、上記の①～⑤の読み下し文は次の通りである。

- ①茲に藩司徐（繼畧）の詳に拋るに称すらく、「該署同知裕祿に飭拋して訳訊せしめ得たところ、『難夷の島袋卽袁肇聲等十八名は均しく琉球国那霸東西村の人に係る。～』云々。
- ②茲に藩司徐（繼畧）の兼署福防同知王江に飭拋して訳訊せしめたとこ

〔*9〕 なお、「飭拋」と同様の機能をもつ特殊用語に「行拋」「批拋」などがあり、明代には後者の用例が多い。たとえば、宝案 1-07-09 号文書、宝案 1-08-17 号文書参照。

〔*10〕 宝案 2-180-05 号文書（『歴代宝案』校訂本 13 冊、175 頁）。

〔*11〕 宝案 2-180-05 号文書（『歴代宝案』校訂本 13 冊、179～180 頁）。

〔*12〕 宝案 2-183-19 号文書（『歴代宝案』校訂本 13 冊、298 頁）。

〔*13〕 宝案 2-184-04 号文書（『歴代宝案』校訂本 13 冊、319 頁）。

〔*14〕 宝案 2-185-15 号文書（『歴代宝案』校訂本 13 冊、354 頁）。

ろに抛るに、「該難夷の具志堅筑登之親雲上は是れ船主にして、牛当山は是れ舵工なり。～」云々。

③茲に藩司徐（継畚）の代理福防同知霍明高に飭抛して訳訊せしめたる所に抛るに、「該難夷の石嶺は船主兼舵工に属するに係る。～」云々。

④当に経に福防同知に飭抛して存留夷官の領状を取具して司に到らしむ。随いで経に詳明して庫に筭し、支給して承領せしめて案に在り。

⑤茲に藩司陳慶偕の詳に抛るに称すらく、「福防同知王江に飭抛して訳訊せしめたる所、『該難夷の比嘉・宮城・島袋・渡口即度久地・仲村渠・知花は通船共に陸（六）人にして、俱に琉球国那覇府の人に係る。～』云々。

以上の読み下し文によって、「飭抛」には④の用例を例外として、いづれも文書構成に関わる特殊な意味が込められていることを窺知し得る。^{〔*15〕}そこで、以下、⑤の用例を含む宝案 2-185-15 号文書の一部を素材にして、「飭抛」という特殊用語が文書構成にどのように関わっているのかを検討してみたい。まず、原文を提示しよう（句読点は引用者による）。

福建等處承宣布政使司、爲抄摺行知事。

道光貳拾捌年貳月初陸日、奉

巡撫部院徐 憲票、爲照、本部院於道光

貳拾捌年正月貳拾捌日、會同

督部堂、恭摺具

奏浙江省送到琉球國遭風難夷比嘉等譯

訊撫卹一摺、除俟奉到

硃批、另行恭錄飭知外、合先抄摺行知、備票到

司、即便查照抄摺內事理、轉行遵照、毋遲。

計粘抄摺稿一件、內開。

奏爲浙江省送到琉球國遭風難夷照例譯

訊撫卹恭摺具

奏仰祈聖鑑事。竊准浙江撫臣梁 咨會、據定海同

知稟拔、貳拾柒年柒月貳拾參日、遭風

夷船一隻漂收進港、撫卹譯訊、並將原船

修整送閩遣歸等因。當經臣等咨行沿海

〔*15〕類語の「行抛」の意味について、『歴代宝案』訳註本第二冊の付録（用語解説）に次のように説明されている。「先に文書で命令した相手から返ってきた報告書の内容は、の意。下級機関からの回答の文書を上級機関が引用するとき用いる。この語の後に命令した相手の官職や個人名と返ってきた文書の種類を記し、続いて内容を引用する」（498頁）。

水師各營瞭探接護來省。茲據藩司陳慶
偕詳稱、飭據福防同知王江譯訊、該難夷
比嘉宮城島袋渡口卽度久地仲村渠知
花、通船共陸人、俱係琉球國那霸府人、坐
駕小海船壹隻、帶有小腳船壹隻、並無軍
器牌照、上年陸月貳拾日、空船駛往本國
屬宮古島地方、裝買棉花肆包·粟貳百肆
拾包·麥貳包、柒月初貳日開船回籍、初捌
日在洋陡遇颶風、砍斷桅舵、並將船上粟、
丟棄貳百壹拾貳包、至貳拾參日、隨風漂
至浙江定海廳黃大洋面、遇漁船救護、帶
進內港、經該處官員查驗、將難夷等陸人
並船內粟麥等物、一并起運、安頓公所、賞
給糧食、並賞布棉襖布短衫布褲各一件、布
鞋各一雙、棉被各一牀、銅錢各捌百文、
並蒙購料召匠、將原船修整堅固、添補桅
舵、賞給行糧、派撥熟悉閩洋海道舵梢及
差役在船護送來閩、于拾月初貳日開行、
至拾貳月貳拾伍日進省、貳拾柒日駕抵
琉球館前、蒙委南臺主簿、會同海關委員
詣驗、將該難夷等陸人、並棉花粟麥等物、
發驛安插等情。造冊詳請具

奏前來。臣等覆查、該難夷等、在洋遭風、情殊
可憫、應請自安插之日起、每人日給米壹
升·鹽菜銀陸厘、回國之日、另給行糧壹個
月、在于存公銀內動支、事竣造冊報銷、以
仰副

聖主懷柔遠人之至意。至該難夷等在洋遭風、
浙省業已賞卹、閩省毋庸加賞、將來回國、
細驗船身是否堅固、堪以原船駕回、並應
否派撥接

貢船上熟識海道水梢貳名、代爲引導、另行
分別辦理、再該難夷等漂收浙江省、因言
語不通、不暗書寫漢字、供詞間舛錯、應
由閩省譯訊更正。臣等謹合詞、恭摺具
奏、伏乞

皇上聖鑑、謹奏、等因。

宝案 2-185-15 号文書は福建布政使司から琉球国王あての咨文であって、その中には二つの文書が引用されており、その内の前半の文書が前掲の原文である。原文によれば、まず福建巡撫から福建布政使司あての憲票が引用され、次いでその憲票の後に閩浙総督・福建巡撫連名の上奏文の写しが添付されている。原文で引用している上奏文の写しの中の「飭拋～訳訊」に注目しながら、原文全体の読み下し文を提示すれば次の通りである。

福建等处承宣布政使司、抄摺して行知する事の為にす。

道光二十八年二月初六日、巡撫部院徐（繼畲）の憲票を奉けたるに、

「為照すらく、本部院、道光二十八年正月二十八日に於て、督部堂と会同して恭摺して具奏せるところの、浙江省より送り到れる琉球国の遭風難夷比嘉等を訳訊して撫恤せるの一摺は、硃批を奉到するを俟ちて別に恭録を行いて飭知せしむるを除くの外、合に先に抄摺して行知すべし。票を備えて司に到れば、即便に抄摺内の事理を查照し、転行して遵照せしめ、遅るる毋からしめよ」とあり。

計るに粘つけたる抄摺稿一件あり。内に（以下の如く）開す。

「奏すらくは、浙江省より送り到れる琉球国の遭風難夷を例に照らして訳訊し撫恤したれば、恭摺して具奏し、仰いで聖鑑を祈る事の為にす。

窃かに、浙江撫臣の梁（寶常）の咨会を准けたるに、

『定海同知の稟扱に拠るに、〈二十七年七月二十三日、遭風の夷船一隻漂収して進港するあれば撫恤して訳訊せり。並びに原船を將て修整し閩に送り遣り歸さしめんとす〉』等の因あり。當に経に、臣等 沿海の水師の各營に咨行し、瞭探して接護せしめ省に来たらしむ。

茲に藩司の陳慶偕の詳に拠るに称すらく、

『福防同知の王江に飭拋して訳訊せしめたる所、〈該難夷の比嘉・宮城・島袋・渡口即度久地・仲村渠・知花は通船共に六人にして、俱に琉球国那覇府の人に係る。小海船一隻に坐駕せり。小脚船一隻を帶有するも、並えて軍器牌照なし。上年六月二十日、空船もて駛して本国属の宮古島地方に往き、棉花四包・粟二百四十包・麦二包を装買す。七月初二日、開船し回籍せんとす。初八日、洋に在りて陡に颶風に遭い、桅舵を砍断せられ、並びに船上の粟を將て二百一十二包を丟棄す。二十三日に至り、風に随いて漂いて浙江の定海庁黄大洋面に至る。漁船の救護するに遇い、内港に帶進せらる。経に該処の官員 査驗して、難夷等六人並びに船内の粟麦等の物を將て、一并に起運して公所に安頓し、糧食を賞給せり。並びに布棉襖・布短衫・布袴各

一件・布鞋各一双・棉被各一牀・銅錢各八百文を賞せり。並びに料を購ひ匠を召して、原船を將て修整して堅固ならしめ、桅舵を添補し、行糧を賞給し、閩洋の海道を熟悉せるの舵梢及び差役を派撥し、船に在りて護送して閩に來たらしむるを蒙る。十月初二日において開行し、十二月二十五日に至りて省に進み、二十七日駕して琉球館前に抵り、南台の主簿に委して海關委員と会同し、詣りて驗せしめ、該難夷等六人並びに棉花・粟麥等の物を將て馭に發りて安插せしむるを蒙る等情あり。冊を造りて具奏せられんことを詳請す』とありて前來せり。

臣等覆査するに、該難夷等 洋に在りて風に遭う。情殊に憫れむべし。応に安插の日より起こし、每人日に米一升・塩菜銀六厘を給し、回国の日には另に行糧一個月を給し、存公銀の内において動支し、事竣れば冊を造りて報銷し、以て聖主の遠人を懷柔するの至意に仰副せんことを請うべし。該難夷等に至っては、洋に在りて風に遭い、浙省にて業に已に賞恤したれば、閩省にては加賞を庸うる母し。将来、回国せんとすれば、船身堅固にして原船を以て駕回するに堪うるや否やを細驗し、並びに応に接貢船上の海道を熟識するの水梢二名を派撥して、代わりて引導と為すべきや否やは別に分別して辦理するを行うべし。再た該難夷等 浙江省に漂収し、言語通ぜず、漢字を書写するに諳んぜざるに因り、供詞間々舛錯多ければ、応に閩省より訳訊して更正すべし。臣等謹みて合詞し、恭摺して具奏し、伏して皇上の聖鑑を乞う。謹みて奏す」等の因あり。

以上の読み下し文によって、宝案 2-185-15 号文書の前半部分の構成を分析すれば、巡撫部院徐繼畲の「憲票」の範囲は狭義には「為照すらく」から「遅るる母からしめよ」までであるけれども、添付された「抄摺稿一件」も広義の「憲票」の範囲に含まれると考えるべきであろう。ただ、「憲票」と「抄摺稿」との間に挟まれた「計るに粘つけたる抄摺稿一件あり。内に（以下の如く）開す」の一句は福建布政使司のコメントであって、「憲票」と「抄摺稿」を引用したのは福建布政使司であることを示している。

「抄摺稿」（上奏文）の中では、まず浙江撫臣の梁（寶常）から福建巡撫の徐（繼畲）あての「咨会」が引用されている。「咨会」の範囲は「定海同知の稟報に拠るに、～」から「遣り歸さしめんとす」までであるが、「咨会」のなかでさらに定海同知の「稟報」が引用され、「咨会」の終点と「稟報」の終点は重なっている。次いで、福建布政使の陳慶偕の詳文が引用されていて、その範囲は「福防同知の王江に飭拠して訳訊せしめたる」ところ云々から「冊を造りて具奏せられんことを詳請す」までであることは明白であるが、詳文の冒頭で用いられている「飭拠～訳訊」の特殊用語によって、布政使の

詳文の内容は事実上福防同知の報告（詳文）に依拠していることが示されているので、「飭抛して訊訊せしめたるところ」の直後から「安挿せしむるを蒙る」までは福防同知が布政使へ報告した漂着琉球人の供述書であるとみなすべきであろう。

従って、「福防同知の王江に飭抛して訊訊せしめたるところ」という意味は、私（福建布政使）が福防同知の王江に命じて漂着琉球人を通訳付きで訊問させ、王江から報告された訊問の結果（供述書）によると（以下の通りである）」ということになる。

B. 特殊な常套語の意味と読み方について

文書構成に関わる特殊用語の外に、歴代宝案文書に頻出する常套語でありながら、その意味や読み方を確定し難い語彙も少なくない。以下、若干の事例に則して検討しておきたい。

①宝案 1-11-11 号文書の場合（批示の中の「仰候」等）。

「案照又爲稟報事康熙參拾肆年拾貳月貳拾貳日奉總督福浙部院郭 批本司呈詳查得（中略）伏候憲臺察照會題等緣由奉批仰候撫院察核會題繳冊存查奉此同日又奉巡撫都察院加三級卞 批本司詳同前由奉批仰候會題仍候督部院批示繳冊抄照存奉此遵行在案」。^{〔*16〕}

宝案 1-11-11 号文書に含まれる前掲原文の読み下し文の一例を提示すれば次の通りである。

「案照するに又、稟報の事の為にす、あり。康熙三十四年十二月二十二日、総督福浙部院郭（世隆）の批を奉ず。本司、呈詳すらく、查得するに、…（中略）…伏して憲台の察照して会題するを候つ、等の緣由あり。批を奉ずるに、仰（もうしつ）くるに撫院の察核して会題するを候て。繳す。冊は存查せよ、とあり。此れを奉ず。同日又、巡撫都察院加三級卞（永譽）の批を奉ず。本司の詳するは前由に同じ。批を奉ずるに、仰くるに会題するを候て。仍お督部院の批示を候て。繳す。冊・抄は照存せよ、とあり。此れを奉じ、遵行せるは案に在り」。^{〔*17〕}

さて、ここで取り上げるべき問題としては、先にすでに検討したところの校訂本第一冊の「奉總督福浙部院郭 批本司呈詳查得～」の部分の読み方を別にすれば、総督・巡撫の批示の読み方が残されている。即ち「奉批仰候撫院察核会題繳冊存查奉此」および「奉批仰候会題仍候督撫院批示繳冊抄照存

〔*16〕 宝案 2-185-15 号文書（『歴代宝案』校訂本第一冊、386～387 頁）。

〔*17〕 沖縄県教育委員会『歴代宝案』訳註本第一冊、107 頁）。

奉此」の部分をどのように読み下すべきかの問題である。この部分には、宝案文書に頻出する常套語の部類の「仰候」「繳」「冊存査」「冊抄照存」が含まれ、訳註本第一冊では前掲のように読み下しているけれども、問題がないわけではない。

上級機関の下級機関に対する指示用語として用いられる「仰候」について言えば、確かに仰の一字には「申し付ける」「命ずる」「指示する」の意味があるけれども、「仰候」の二字で熟語として用いられている場合、「仰(もうしつ)くるに～するを候て」と読み下したのでは、あまりにも強圧的な命令口調となり、文書行政における常套語としてはむしろ異例であって、単に「～するを候て」の一語だけでも十分に上級機関の意思を伝達することはできるはずである。実際の用例をみても、「仰候」の二字を用いている場合よりも「仰」の一字を用いている場合が多い。とすれば、「仰候」には別のニュアンスが込められているとみなしなければならない。

因みに、徐望之著『公牘通論』の「仰」の字解によれば、「仰は盼望〔希望する、願うの意〕を意味する詞である。昔は君臣の書式は同じであったので、上行文では仰祈といい、下行文では仰即と称した。これからすると、仰の字の本義は、当初は尊卑の区別をしなかったのに、最近では仰の字を用いる場合、責成の意味を含ませているが、それは『著』の字と似ている。ただ、著の字の厳しい口調ほどではない」とあり、「仰候」の字解には「候は等候のことである。上級機関は往々にして下級機関あるいは人民の呈請に遽に判断を下すことができないので、なお実情を調査考察しなければならないような場合、あるいは他の主管の機関にまわして調査処理させた後で、再び許可するか却下するかを判定しなければならない状況の場合に、仰候の二字を用いることが通例である。故にこの用語は指令あるいは批文のなかで多用される」とある。^{〔*18〕}以上の徐望之の字解を参照すれば、「仰候」の二字は「仰(たの)むらくは～するを候(ま)たれよ」と読み下した方がよいように思われる。

「繳」の読み方も、「繳^{かえ}す」と読むか「繳^{かえ}せ」と読むかによって、上級機関と下級機関の間の文書往来のプロセスについての理解が左右される。歴代宝案文書も他の档案文書とほぼ同様の構成であるので、『淡新档案』のオリジナル文書を参照すれば、訳註本第一冊のように「繳す」と読むのが順当であることを確認し得る。ただ、「冊存査」を訳註本第一冊は「冊は存査せよ」と命令形に読み下しているけれども、これまた「冊は存査す」(冊は調査のために手元に保管しておく)と読むべきではなかろうか。「冊抄照存」につ

〔*18〕 徐望之著『公牘通論』217～218頁。

いても、訳註本第一冊は「冊・抄は照存せよ」と読み下し、語注において「抄」を「符文・執照の写しのこと」と解し、「照存」を「証拠のために保存すること」と解説しているけれども、これもやはり命令形ではなく、「冊・抄照は存す」とよむべきであろう。歴代宝案文書では「照」は「執照」の略称として用いられるのが一般的であるからである。

以上の検討結果を考慮して、宝案 1-11-11 号文書の前掲原文を読み下せば、次の通りとなる。

案照するに、「又稟報の事の為にす。康熙三十四年十二月二十二日、総督福浙部院郭（世隆）の批を奉けたる本司の呈詳に、『查し得たるに、…（中略）…。伏して憲台の察照して会題するを候つ』等の縁由あり。批を奉けたるに、仰（たの）むらくは部院の察核して会題するを候たれよ。繳す。冊は存査す、とあり。此れを奉けたり。同日、又巡撫都察院加三級卞（永譽）の批を奉けたる本司の詳に、『前由に同じ』、とあり。批を奉けたるに、仰むらくは会題するを候たれよ。仍お督撫院の批示を候て。繳す。冊・抄照は存す、とあり。此れを奉けたり」とあり。遵行して案に在り。

②宝案 2-187-14 号文書の場合（符文・執照の中の「准此」）。

「琉球國中山王世子尙 爲進貢事。照得、敝國世沐天朝洪恩遵依會典、貳年壹貢、欽遵在案。茲當道光貳拾捌年貢期、特遣耳目官向統績正議大夫鄭元觀都通事毛有增等齎捧表章、坐駕海船貳隻、（中略）前至福建等處承宣布政使司投納、起送赴京叩祝聖禧。所有差去員役、恐無文憑、以致各處官軍阻留不便、爲此給發王府禮字第貳百玖拾貳號半印勘合符文壹道、付都通事毛有增等、收執前去。如遇經過閩津及沿海巡哨官軍驗實、即便放行、毋得留難遲悞。須至符文者。

計開

正使耳目官壹員向統績 人伴壹拾貳名

副使正議大夫壹員鄭元觀 人伴壹拾貳名

報喪使正議大夫壹員周大光 人伴壹拾貳名

朝京都通事壹員毛有增 人伴柒名

在船都通事貳員鄭思恭・毛克進 人伴捌名

在船使者肆員向功・傅友徳・麻邦礎・蔡柱 人伴壹拾陸名

存留通事壹員鄭元廣 人伴陸名

在船通事壹員梁文煥 人伴肆名

管船火長直庫肆名 蔡順謨・永利渡・王丕傑・常得順

水梢共壹百拾捌名

右符文付都通事毛有増等准此

道光貳拾捌年捌月初七日」〔*19〕

宝案 2-187-14 号文書は、『歴代宝案』に収録されている多数の符文・執照の内の一つである。周知のように、符文とは進貢のために京師へ赴く琉球の進貢使節団に対して琉球国王から発給される身分証明書のことで、執照とは琉球国王が冊封進貢体制内の各国へ派遣する人員に対して発給する身分証明書を言う。符文・執照とも身分証明書という点では共通しているが、符文は京師行きの使節団にのみ発給されることから、両者は区別されるけれども、記載されている事項はほぼ同内容である。〔*20〕また差出人が琉球国王であることははっきりしているものの、宛先（受取人）については「経過の関津および沿海の巡哨官軍」が想定されているだけで特定の機関（人物）が明示されているわけではないという点でも共通している。但し、この点は末尾の一句をどのように解釈するかにも関わっている。前掲の符文について言えば、末尾の「右符文付都通事毛有増等准此」の一句をどのように読み下すか、とりわけ「准此」の読み方に関わっている。

因みに、既刊の『歴代宝案』訳註本においては、①「右の符文は都通事程順則等に付し、此れに准ぜしむ」、〔*21〕②「右の符文は都通事阮維新等に付す。此れを准ず」〔*22〕のように読み下しており、一定していない。①の読み下し文では、この符文を「都通事程順則等」に発給したという事実を確認しているだけだと解釈される。しかし、②の読み下し文では、この符文を「都通事阮維新等」に発給したという事実と区別して、符文の宛先（受取人）

〔*19〕 『歴代宝案』校訂本 13 冊、447～448 頁。

〔*20〕 但し、明代初期の符文の形態や性格が萬曆 19 年以後に変化することについて、『歴代宝案』訳註本第二冊の符文の語注では次のように解説されている。「琉球国王が中国へ朝貢する使節団の身分証明書のため発行した文書。通常の進貢使のほか冊封謝恩使・先帝への進香使など、京師へ赴く人員に対して公布された。（中略）また『承茲諭遣、在途毋得遲滯不便』は使節に対する訓示であり、初期の符文は形式的には上京使節への赴任命令書であった。この形式の符文が〔26- 07〕（万曆 14 年）まで一貫して用いられたが、〔26- 08〕（万曆 19 年）以後の符文は文面に勘合番号が明記され、文章も執照同様になり、また同じ頃符文の交付先も都通事（または通事）名となるなどの変化があり、途次の関所等にあてた通行証の性格が明確となった。この背景として当時中国が日本の朝鮮出兵（文禄の役）準備を察知して厳戒態勢に入り、琉球に対しても警戒心を持ち始めていたため、琉球側にも貢使の身分証明書をより確実なものにする必要性が生じた事情が考えられる（『明実録』万曆 19 年 7 月癸未・8 月甲午・11 月丙寅の条）」（『歴代宝案』訳註本第二冊、1 頁）。

〔*21〕 『歴代宝案』訳註本第二冊、102 頁。

〔*22〕 『歴代宝案』訳註本第三冊、134 頁。

が想定され、想定上の宛先（受取人）に対する要請であるようにも解釈される。いづれにしても、「准此」の解釈は極めて曖昧であると言わざるを得ない。

並行機関からの咨文を受け取った際に用いる接受語として、「准此」という特殊用語が文書構成を解明する上で重要な手がかりになることについては前述の通りであるけれども、符文・執照の末尾に用いられる「准此」は接受語としての「准此」とは全く異なる意味・機能を持っているようである。

「准此」の辞書的意味について言えば、①「委細承知する；同級官庁間の公文書に用いる言葉」〔*23〕②「旧時、〔平行（公）文〕（同級官庁間の公文書）で“……の件了承した”の意」〔*24〕③「このとほりにせよ」〔*25〕などの解釈がある。前掲①及び②の解釈はいづれも接受語としての意味であるのに対して、③の場合には命令形として受け止めて解釈している点で、注目に値する。符文・執照に用いられる「准此」は③の意味であって、命令形に解釈すべきではなかろうか。とすれば、前掲宝案 2-187-14 号文書の末尾の「右符文付都通事毛有増等准此」の読み下し文は、「此の符文は都通事毛有増等に付す。此れに准ぜよ（此れに准ぜられよ）」とすべきであって、「この符文に準拠して処理せよ」という意味に解される。

ただ、「准此」を命令形として解釈した場合、誰に対する命令であるのかを明確にしなければならない。対象は二とおり考えられる。第一には符文を直接受け取った「都通事毛有増」であり、第二は想定される旅行中あるいは到着先機関（人物）即ち「経過の関津および沿海の巡哨官軍」であろう。琉球国王は第一、第二のいづれを対象として「准此」（この符文に準拠して処理せよ）と命じているのか、まだ明確にすることはできない。けれども、身分証明書としての符文・執照の内容から判断すれば、提示する必要のある相手（受取人＝宛先）に対して「准此」という用語を用いているように思われる。

以上の検討結果を踏まえて、宝案 2-187-14 号文書の前掲原文を読み下し文にすれば、次の通りである。

琉球国中山王子尚（泰）、進貢の事の為にす。

照し得たるに、敵国、世々天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に道光二十八年の貢期に当たり、特に耳目官向統績・正議大夫鄭元觀・

〔*23〕 角川書店『中国語大辞典』。

〔*24〕 大修館書店『中日大辞典』。

〔*25〕 佐伯富編『福恵全書語彙解』。

都通事毛有増等を遣し、表章を捧齎し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に一百九十八員名の外、附搭せる報喪使にして正議大夫の周大光一員・跟伴一十二名、共計二百一十一員名を率領せしめ、煎熟硫黄一萬二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運せしめんとして両船に分載し、一船の礼字第二百九十三号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装載し、一船の礼字第二百九十四号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等处承宣布政使司に至りて投納せしめ、起送して京に赴き、叩きて聖禧を祝らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑なければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此が為めに、王府の礼字第二百九十二号半印勘合の符文一道を給発して都通事毛有増等に付し、収執して前去せしむ。もし経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇わば、即便に放ち行かしめ、留難して遅誤するを得るなからしめよ。

須らく符文に至るべき者なり。

計開す。

正使耳目官一員 向統績 人伴一十二名
副使正議大夫一員 鄭元覲 人伴一十二名
報喪使正議大夫一員 周大光 人伴一十二名
朝京都通事一員 毛有増 人伴七名
在船都通事二員 鄭思恭・毛克進 人伴八名
在船使者四員 向功・傅友徳・麻邦礎・蔡柱 人伴一十六名
存留通事一員 鄭元廣 人伴六名
在船通事一員 梁文煥 人伴四名
管船火長・直庫四名 蔡順謨・永利渡・王丕傑・常得順
水梢共に一百十八名

右の符文は都通事毛有増等に付す。此れに准ぜられよ。

道光二十八年八月初七日

常套語の「准此」をどのように読むかによって、符文・執照の機能や性格の理解にも微妙な差異が生じてくることは避けられないけれども、現段階では以上のように理解しておくことにしたい。

おわりに

中琉関係史研究の基礎史料とも言うべき『歴代宝案』には豊富な史料群が満載されているけれども、漢文史料であるのに加えて特殊な文書様式(構成)

や特殊な用語の壁に阻まれ、研究者の間でも正確に理解されていない部分もまだ少なくないように思われる。訳註に当たっては、文書構成や特殊用語を徹底的に解明する作業がとりわけ必要であるけれども、膨大な文書量に比して未解明の部分もまた少なくないと言わざるを得ない。以上に検討した事例はわずかであって、しかも試論の域を出ない部分も含まれている。今後とも引き続き検討を重ねてより正確な理解に到達することができるよう努力する積もりである。

『嘉徳堂規模帳』にみえる漢籍について

長部 悦弘

1. はじめに

『嘉徳堂規模帳』は、久米村の鄭為基の手により同治年間から光緒年間までの間に撰せられた書籍である^{〔*1〕}。それは、1736年に『朱子家礼』にみられる中国の礼を取捨選択しながら編まれた蔡文溥の『四本堂家礼』を参考にして成立した^{〔*2〕}。そこには明清時代に流布した『朱子家礼』をはじめ、種々の漢籍を典拠に自説を展開しているのが認められる。『嘉徳堂規模帳』からは、中国の礼をそっくりそのまま取り入れなかったにせよ、中国と琉球との文化交流、琉球側の中国文化受容の跡をみることができる。小稿では、中国と琉球との文化交流、琉球側の中国文化受容の一端を明らかにするための基礎作業として、『嘉徳堂規模帳』にみえる漢籍を撰者である鄭為基がどの程度実見していたのか、探ってみることとする^{〔*3〕}。

2. 『嘉徳堂規模帳』と諸漢籍との対照

『嘉徳堂規模帳』にみえる漢籍は以下の通りである。ページ数は、各漢籍が載っている『嘉徳堂規模帳』のものである。

『錦字箋』 交際部	P.1
『錦字箋』 部名なし	P.1
『韻府群玉』 浩韻 草部	P.1
『事類賦』	P.1
『三齊略記』	P.1
『齊家宝要』	P.26
『玉匣記』	P.62
『幼学須知』	P.88
『礼記』 王制篇	P.61
『礼記』 曲礼篇	P.85

〔*1〕 池宮正治「『嘉徳堂規模帳』解題」（沖縄研究資料7 『嘉徳堂規模帳』 法政大学沖縄文化研究所 1986年）

〔*2〕 ①小川徹「『蔡家家憲』あるいは『四本堂家礼』のこと」（『沖縄文化』32 1970年、のち『近世沖縄の民俗史』 弘文堂 1987年所収）、②鄧陳壺「琉球における『家礼』の思想—『四本堂家礼』を中心として—」（『名古屋大学東洋史研究報告』23 1999年）

〔*3〕 小稿を草するに当たって、都築晶子龍谷大学文学部教授の懇篤なご教示と多大なご援助をいただいた。謝意を表したい。

『礼記』檀弓篇	P,86
『礼記』雜記篇	P,90
『礼記』曲礼篇	P,90
『性理大全』卷数なし	P,65
『性理大全』卷数なし	P,66
『性理大全』卷 21	P,78
『性理大全』卷 21	P,85
『性理大全』卷 21	P,85
『性理大全』卷数なし	P,86
『性理大全』卷 21	P,87
『家礼会通』	P,74
『家礼会通』	P,85
『家礼会通』	P,86
『家礼会通』	P,87
『家礼会通』	P,87
『家礼会通』	P,88
『家礼会通』	P,88
『家礼会通』	P,90
『儀礼節略』卷数なし「每位設饌舊圖」	P,72
『儀礼節略』卷数なし「兩位並設饌圖」	P,72
『儀礼節略』卷数なし「祭器圖」	P,78
『儀礼節略』17 卷	P,78
『儀礼節略』17 卷 30 枚	P,78
『儀礼節略』卷数なし	P,90
『朱子家礼』卷数なし	P,62
『朱子家礼』卷数なし	P,63
『朱子家礼』卷数なし	P,64
『朱子家礼』7 卷「每位設饌舊圖」	P,72
『朱子家礼』7 卷「兩位並設饌圖」	P,72
『朱子家礼』卷数なし	P,78
『朱子家礼』4 卷	P,84
『朱子家礼』3 卷	P,84
『朱子家礼』卷数なし	P,85
『朱子家礼』卷数なし	P,86
『朱子家礼』卷数なし	P,86
『朱子家礼』1 卷	P,87

以上、『嘉徳堂規模帳』に引かれている漢籍は13書で、48ヶ所に亘っている。このうち、引用回数が最も多いのは、『朱子家礼』であり、12ヶ所に上る。

さて『嘉徳堂規模帳』にみえる引用文が原典にあるか否か、確認してみた。その結果は、以下の通りであった。

(1) 『韻府群玉』 (P,1)

(括弧内のページ数は該当書が引用されている『嘉徳堂規模帳』の箇所である。以下、同じ。)

(A) 『嘉徳堂規模帳』 引用文

韻府群玉、浩韻草部云、鄭玄教授、山下生草如薤葉、因名□□□、

(B)原典

『韻府群玉』 卷11 皓部 草韻

書帶草 鄭玄教授山下、生草如薤葉。因名書帶草。『齊要記』

『嘉徳堂規模帳』の記す、『韻府群玉』からの引用箇所は、「浩韻草部」であるが、実際は「皓部 草韻」で食い違いがある。しかしながら、『嘉徳堂規模帳』の引用文は、『韻府群玉』に該当文がある、見出し語の「書帶草」や典故の『齊要記』を欠いているけれども、全く同一文とみてよいであろう。『嘉徳堂規模帳』の撰者は、『韻府群玉』から直接引いたことはたしかであろう。

(2) 『錦字箋』 ① (P,1)

(A) 『嘉徳堂規模帳』 引用文

錦字箋、交際部師生云、通徳門、註云、鄭玄字康成、学徒数千人、孔融深敬之、特立一郷、曰鄭公郷、広其曰通徳門

(B)原典

『錦字箋』 2巻 交際部 師生

通徳門、(注)鄭玄字康成、学徒数千人。孔融深敬之、特立□郷曰『鄭公郷』、広其門曰『通徳門』。

(3) 『錦字箋』 ② (P,1)

(A) 『嘉徳堂規模帳』 引用文

事類賦並錦字箋及三齊略記云、大其成東、有鄭玄教授山下、生草如薤、葉長尺餘、堅肋異常、土人名康成□□□

(B)原典

『錦字箋』4巻 花木部 雑草木

書帶草 不其城東有鄭玄教授山下。生草如薤、葉長尺餘、名『康成書帶草』。

『嘉徳堂規模帳』の引用文と『錦字箋』の該当文を比べると、異同が4箇所認められる。1つめは、『嘉徳堂規模帳』の引用文が、『錦字箋』の該当文にある見出し語「書帶草」を欠いている点である。2つめは、『嘉徳堂規模帳』の引用文は「大其成東」となっているが、『錦字箋』の該当文では「不其城東」となっている。3つめは、『嘉徳堂規模帳』の引用文中の「堅肋異常」という1節を、『錦字箋』の該当文は欠いている。4つめは、『嘉徳堂規模帳』の引用文にある「土人」という語が、『錦字箋』の該当文にはない。以上4つの異同があるが、両文とも文の構成は基本的に同じである。『嘉徳堂規模帳』の撰者は、『錦字箋』をみていたことは確実である。

(4) 『事類賦』(P,1)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

事類賦並錦字箋及三齊略記云、大其成東、有鄭玄教授山下、生草如薤、葉長尺餘、堅肋異常、土人名康成□□□

(B) 原典

『事類賦』卷二四 草部

不其書帶 [三齊畧記] 不其城東有鬢山。鄭元教授處。山下生草如薤。葉長尺餘、柔紉異常、土人名『康成書帶草』。

『事類賦』はその中で引用してある『三齊畧記』の「山下生草」以下から「康成」までの文に完全に同じである。

(5) 『三齊略記』(P,1)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

事類賦並錦字箋及三齊略記云、大其成東、有鄭玄教授山下、生草如薤、葉長尺餘、堅肋異常、土人名康成□□□

(B) 原典

『三齊略記』(『説郛』120巻本所収)

鄭司農常居不其城南山中教授。黃巾乱乃避、遣生徒崔琰・王經諸賢於此揮涕而教。所居山下、草如薤、葉長尺餘、堅韌異常、土人呼為康成書帶草。

『嘉徳堂規模帳』の引用文と『三齊略記』の該当文を比較すると、異同は3つ認められる。1つめは『嘉徳堂規模帳』の引用文では「大其成東、有鄭玄教授」となっているが、『三齊略記』(『説郛』120巻本所収)では「鄭司農常居不其城南山中教

授。黄巾乱乃避、遣生徒崔琰・王經諸賢於此揮涕而教」となっている。2 つめは、『嘉徳堂規模帳』の引用文では「生草如薤」となっているが、『三齊略記』の該当文では「所居山下、草如薤」となっている。3 つめは『嘉徳堂規模帳』の引用文では「堅肋異常」となっているが、『三齊略記』の該当文では「堅韌異常」となっている。

しかしながら『嘉徳堂規模帳』の「生草如薤」以下の文と、『三齊略記』の該当文の「所居山下、草如薤」以下の文はほぼ同じであるが、『嘉徳堂規模帳』の撰者は、『三齊略記』に目を通していたと断定はできない。『事類賦』巻 24・草部中の『三齊略記』の引用文を孫引きした可能性があると考えられる。

以上『嘉徳堂規模帳』が引用して書名を記してある 3 書を見たが、『嘉徳堂規模帳』の撰者は 3 書の文の構成や字句の異同からみて、『錦字箋』の文に基本的に依りながら、『事類賦』と『三齊略記』の 2 書から、または『事類賦』のみから「堅韌異常」と「土人」の 2 語句を加えたものとみられる。

(6) 『儀礼節略』① (P,72)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文 (附図 1)

此図見于儀礼節略及朱子家礼七卷

每位設饌旧図 (附図 1)

兩位並設饌図 (附図 1)

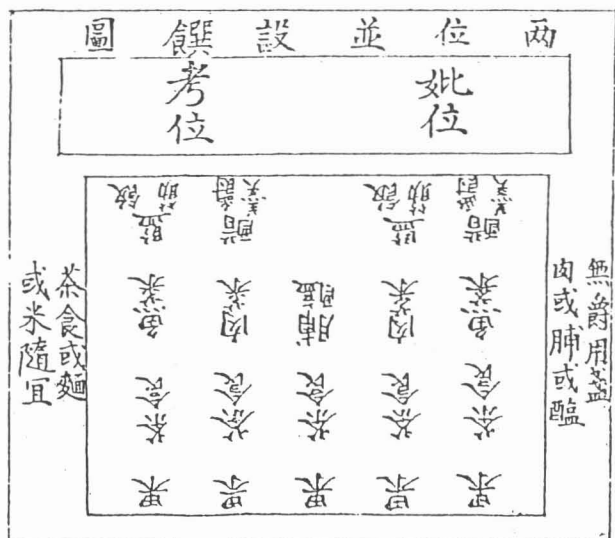
(B) 原典 (附図 2)

『儀礼節略』巻 20 下「家礼祭礼図」

每位設饌旧図 (附図 2)

丘氏擬兩位並設饌図 (附図 2)

【附図 1】



考位 3 列目左 2	蔬菜	脯醢
考位 3 列目左 3	脯醢	蔬菜
考位 3 列目右 3	蔬菜	脯醢
考位 3 列目右 2	脯醢	蔬菜
考位 3 列目右 1	蔬菜	脯醢

※列数は妣位・考位から数えた横列の数，右 1・右 2・右 3・左 1・左 2・左 3 は、各々右側・左側から数えて 1 つ目・2 つ目・3 つ目であることを示す。妣位 1 列目右 1 とは、妣位への供え物で、1 列目で右から 1 つ目であることを示す。

字句は『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では「麵食」（考位 2 列目左 1）であるが、『儀礼節略』（附図 2）では「麪食」となっている。

供え物の配列は、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）が考位 3 列目の左 1・左 3・右 2 では脯醢となっているが、『儀礼節略』（附図 2）ではすべて蔬菜である。また『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では考位 3 列目の左 2・右 3・右 1 が蔬菜となっているのに対して、『儀礼節略』（附図 2）ではすべて脯醢となっている。要するに、考位 3 列目の供え物が、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）と『儀礼節略』（附図 2）とでは入れ替わって逆になっている。

(B) 「兩位並設饌図」

図の構成については、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では図名が欄内に記されているが、『儀礼節略』（附図 2）では図名が欄外に書かれている。また『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では図名が「兩位並設饌図」とあるが、『儀礼節略』（附図 2）では「邱氏擬兩位並設饌図」となっている。『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では考位と妣位の置かれている卓と供え物が置かれている卓が明示され、卓外に「無爵用蓋。肉或脯或醢。」と「茶食或麵或米随宜。」の解説 2 文が付されている。『儀礼節略』（附図 2）は 3 段に仕切られ、中段の解説 2 文中、「無爵用蓋。肉或脯或醢。」と、供え物との間を画する線がない。また下段には『嘉徳堂規模帳』にはない、「邱氏云旧図每位設饌則四代該八卓矣。今人家帖廳事多狹隘。恐不能容。今擬考妣兩位共一卓設饌。如世俗所謂桌面者、庶幾可行。若天地寬可容者、自当如礼。」という 1 文がある。

供え物については字句や個数の異同がみられる。『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では 2 列目左 1・2 列目左 3 が「監」となっているが、『儀礼節略』（附図 2）ではいずれも「鹽」となっている。「監」は「鹽」を誤って書いたものであろう。『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では 5 列目に「果（物）」が 5 個並べられているのに対して、『儀礼節略』（附図 2）では 6 個置かれている。

供え物に関する解説 2 文については、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では左側の文中では「麵」の字が使われているが、『儀礼節略』（附図 2）では「麪食」となっている。

(6) 『儀礼節略』② (P,78)

(A) 『嘉徳堂規模帳』 引用文 (附図 3)

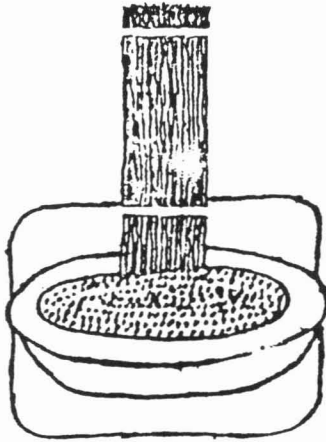
儀礼節略祭器図云、截茅八寸束以紅、立於盤内。

(B) 原典 (附図 4)

『儀礼節略』 卷 20 下 「家礼祭器図」

「(茅沙) 茅盤用甕、匾孟広一尺餘。截茅八寸束以紅、立於盤内。」

【附図 3】



【附図 4】



「茅沙」の図の説明文として、上の文が付されている。「截茅」以下の文が『嘉徳堂規模帳』の引用文に一致し、この部分を『嘉徳堂規模帳』の撰者が抜書きしたのであろう。

また『嘉徳堂規模帳』にみえる図 (附図 3) は、『儀礼節略』 卷 21 下 「家礼祭器図」にみえる「茅沙」の図 (附図 4) とほぼ一致し、それを転写したのであろう。

(6) 『儀礼節略』③ (P,78)

(A) 『嘉徳堂規模帳』 引用文

毛大可曰、家礼凡謁儀、皆予設茅沙盆、酌酒于上以降神、夫茅沙之名、古並無有、縮酌用茅、爾貢包茅不入、此謂時祭用濁酒、以茅沛之、所以去滓、今用清酒、不必藉此、若鄭興謂沃酒其上、有似神飲、此是妄說、且祭啐酬酢、所以厭神、並非降神、而公然立一儀注、可乎、況沙是何物也、○軾按降神、必灌酒于地、即代神祭、又不必傾于茅沙、茅沙之設、信不可鮮、○見于儀礼節略十七卷

(B) 原典

『儀礼節略』 卷 17

茅沙。

毛大可曰。家礼凡謁儀。皆豫設茅沙盆。酌酒于上以降神。夫茅沙之名。古並無有。郊特性縮酌用茅。左伝爾貢包茅不入。此謂時祭用濁酒。以茅沛之。所以去滓。今用清酒。不必藉此。若鄭興謂沃酒其上。有似神飲。此是妄說。且祭酢酬酢。所以厭神。並非降神。而公然立一儀注。可乎。況沙是何物也。○軾按降神必灌酒于地。即代神祭。亦不必傾于茅沙。茅沙之設。信不可解。

『嘉徳堂規模帳』の引用文と『儀礼節略』巻 17 の該当文を対照すると、以下の如き異同が認められる。字句の異同は『嘉徳堂規模帳』が「鮮」とあるのが、『儀礼節略』では「解」となっている。「鮮」は『嘉徳堂規模帳』の撰者が、「解」を誤写したものであろう。

「縮茅用茅」と「爾貢包茅不入」の 2 文に、『儀礼節略』が各々「郊特性」（『礼記』巻 26 「縮酌用茅明酌也」）と『左伝』（『左伝』巻 12 僖公 4 年「爾貢包茅不入」）の典故を記しているが、『嘉徳堂規模帳』では落ちている。

かくの如く字句の異同、典故の有無が両書にみられるが、残りの部分は全く同じであり、『嘉徳堂規模帳』のこの文は、『儀礼節略』巻 17 の該当文を転写したものであることは、確かである。

(6) 『儀礼節略』④ (P,87)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

○儀礼節略十七巻三十枚云少牢嘏詞、皇尸命工祝、承致多福、無疆于爾孝孫、賜汝孝孫、使汝受祿于天、宜稼于田、眉壽永年、勿替引之替廢也、引長也、見于家礼會通、
○韓魏公曰、飲福受胙之礼、私家久已不行、今但以祭餘酒饌、命親屬長幼、分食之可耳、○軾按祭則受福理也、私家行飲福礼、亦復何害

(B) 原典

『儀礼節略』巻 17

飲福受祚

少牢嘏詞皇尸命工祝。承致多福無疆于爾孝孫云云。韓魏公曰、飲福受祚之禮。私家久已不行、今但以祭餘酒饌。命親屬長幼分食之可耳。○軾按祭則受福。理也。私家行飲福礼。亦復何害。

『嘉徳堂規模帳』と『儀礼節略』の両文を比べると、傍線部分を除いて完全に同じである。興味深いことに、『嘉徳堂規模帳』は、『儀礼節略』の引用箇所を表示するのに、巻数のみならず葉数（「三十」）も記している。この葉数は、私が目睹した『儀礼節略』の葉数と一致する。したがって『嘉徳堂規模帳』のこの文は、『儀礼節略』から引いたことは、確実である。

(7) 『性理大全』① (P,65)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

性理大全云、前期三日齋戒、註云、前期三日、主人帥衆丈夫、致齋于外、主婦帥衆婦女、致齋于内、沐浴更衣、飲酒不得至乱、食肉不得茹葷、不弔喪、不聽樂、凡凶穢之事、皆不得預。

(B) 原典

『性理大全』卷二十一 「諸儒家礼」

前期三日齋戒。(注) 前期三日、主人帥衆丈夫、致齋于外、主婦帥衆婦女、致齋于内、沐浴更衣、飲酒不得至乱、食肉不得茹葷、不弔喪、不聽樂、凡凶穢之事、皆不得預。

以上の両文を比べると、全く同一であり、『嘉徳堂規模帳』の文は、『性理大全』巻 21 「諸儒家礼」の該当文をそっくりそのまま写したものである。

(7) 『性理大全』② (P,66)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

性理大全云、凡祭主於盡愛敬之誠而已、貧則称家之有無、疾則量筋力而行之、財力可及者、自当如儀。

(B) 原典

『性理大全』卷二十一 「諸儒家礼」

凡祭主於尽愛敬之誠而已、貧則称家之有無、疾則量筋力而行之、財力可及者、自當如儀。

『嘉徳堂規模帳』の引用文と『性理大全』の該当文との間には、異同がないことから、『嘉徳堂規模帳』の撰者は直接『性理大全』巻 21 「諸儒家礼」の該当文を目にして写したのであろう。

(7) 『性理大全』③ (P,78)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

性理大全巻二十一云、截茅八十餘作束、束以紅、立于盤内、

(B) 原典

『性理大全』巻二十一 「諸儒家礼」

劉氏璋曰、『茅盤用甃、徧孟広一尺餘、或黒漆小盤、截茅八十餘作束、束以紅、立于盤内。』

『嘉徳堂規模帳』の引用文の傍線部分が『性理大全』巻21「諸儒家礼」の劉璋の言として引かれている傍線部分と一致している点から、『嘉徳堂規模帳』の撰者が『性理大全』巻21「諸儒家礼」からこの一文を転写したことは明らかである。

(7) 『性理大全』④ (P,85)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

性理大全巻廿一云、問今人不祭高祖如何、程子曰、高祖自有服、不祭甚非、某家却祭高祖、又曰、自天子至于庶人、五服未嘗有異、皆至高祖、服既如是、祭祀亦須如此、

○朱子曰、考諸程子之言、則以為高祖有服、不可不祭、雖七廟五廟、亦止於高祖、雖三廟一廟、以至祭寢、亦必及于高祖、但有疏数之不同耳、疑此最為得祭祀之本意。得祭祀之本意、今以祭法考之、雖未見祭必及高祖之文、然有月祭享嘗之別、則古者祭祀、以遠近為疏数、亦可見矣、礼家又言、大夫有事、省于君子裕及其高祖、此則可為立三廟而祭及高祖之驗

(B) 原典

『性理大全』巻二十一 「諸儒家礼」

前一日設位陳器 (注) (略)

問今人不祭高祖如何。程子曰、『高祖自有服、不祭甚非、某家却祭高祖。』又曰、『自天子至于庶人、五服未嘗有異。皆至高祖、服既如是。祭祀亦須如此。』

〔朱子曰〕考諸程子之言、則以為高祖有服、不可不祭。雖七廟・五廟、亦止於高祖。雖三廟・一廟、以至祭寢、亦必及于高祖、但有疏数之不同耳。疑此最為得祭祀之本意。今以祭法考之、雖未見祭必及高祖之文、然有月祭・享嘗之別、則古者祭祀以遠近為疏数、亦可見矣。禮家又言、大夫有事、省於其君于裕及其高祖、此則可為立三廟而祭及高祖之驗

『嘉徳堂規模帳』の引用文は、傍線部中『性理大全』巻21「諸儒家礼」の傍線部中の「其君」が「君子」となっている。けれども、その部分以外、該当文は完全に一致する。『嘉徳堂規模帳』の撰者は、ほぼ完全に筆写したものとみられる。

(7) 『性理大全』⑤ (P,85)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

性理大全巻廿一云、朱子嘗書戒子塾曰、吾不孝為先公棄捐、不及供養、事先妣四十年、然愚無識知、所以承顔順色、甚有乖戾、至今思之、常以為終天之痛、無以自贖、惟有歲時享祀、致某謹潔、猶是可著力處、汝輩及新婦等、切宜謹戒、凡祭肉糲割之余、及皮毛之属、皆当存之、勿令殘穢褻慢、以重吾不孝、○劉氏璋曰、往者士大夫家婦女、皆親滌祭器、造祭饌、以供祭祀、近来婦女驕倨不肯親入庖廚、雖家有

使令之人効役、亦須身親監視、務令精潔

(B) 原典

『性理大全』卷二十一 「諸儒家礼」

省牲滌器具饌 (注) (略)

性理大全卷廿一云、朱子嘗書戒子塾曰、吾不孝為先公棄捐、不及供養、事先妣四十年、然愚無識知、所以承顏順色、甚有乖戾、至今思之、常以為終天之痛、無以自贖、惟有歲時享祀、致某謹潔、猶是可著力處、汝輩及新婦等、切宜謹戒、凡祭肉櫛割之余、及皮毛之屬、皆當存之、勿令殘穢褻慢、以重吾不孝。○劉氏璋曰、往者士大夫家婦女、皆親滌祭器、造祭饌、以供祭祀、近來婦女驕倨不肯親入庖廚、雖家有使令之人効役、亦須身親監視、務令精潔。按古禮、有省牲陳祭器等儀、今人祭其先祖、未必皆殺牲。司馬公祭儀、用時蔬・時果各五品、膾・生肉・炙乾肉・羹・炒肉・穀骨・頭軒〔音獻〕・白肉・脯乾・脯醢・肉醬・庶羞・珍異之味、麪食・餅・饅頭之類、米食・糍糕之類、共不過十五品。今品饌異同者者、蓋恐一時不能辦集。或家貧、則隨鄉土所有。惟蔬果・肉麪・米食數器亦可。祭器・簠簋・籩豆・鼎俎・疊洗之類、豈私家所有。但用平日飲食之器、滌濯嚴潔、竭其孝敬之心、亦足矣。

『嘉徳堂規模帳』の引用文は、『性理大全』卷21「諸儒家礼」の「省牲滌器具饌」に対する注文中、「按古禮」以下（波線部分）の劉璋の言は欠けているが、「朱子嘗書戒子塾」から劉璋の言の「務令精潔」までの文（傍線部分）が完全に同じである。

『嘉徳堂規模帳』の撰者は、『性理大全』卷21「諸儒家礼」の「省牲滌器具饌」に対する注文中の該当部分をそっくりそのまま抜書きしたと思われる。

(7) 『性理大全』⑥ (P,86)

『性理大全』②に同じ。

(7) 『性理大全』⑦ (P,87)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

酹油由来

朱子家礼卷一曰 酹^油有兩説、一用鬱鬯灌地以降神、惟天子諸侯有之、一是祭酒、蓋古者飲食必祭、以鬼神不能祭、故代之祭也、今人雖存其礼、而失其義、不可不知、○問酹酒、是少傾、是尽傾、朱子曰、降神是尽傾、○楊氏復曰、此四條、降神酹酒、是尽傾、三獻奠酒、不當澆之於地、家礼、初獻取高祖妣盞、祭之茅上者、代神祭也、礼祭酒少傾於地、祭食於豆間、皆代神祭也、○司馬温公曰、古之祭者、不知神之所在、故灌用鬱鬯、臭陰達于淵泉、蕭合黍稷、臭陽達于牆屋、所以広求神也、今此礼既難行於士民之家、故但焚香酹酒以代之、

(B) 原典

(イ)『性理大全』卷二十一 「諸儒家礼」

降神 (注) (略)

○朱子曰 酌酒有兩説。一用鬱鬯灌地以降神、惟天子・諸侯有之。一是祭酒。蓋古者飲食必祭。以鬼神自不能祭。故代之祭也。今人雖存其禮而失其義、不可不知。○問酌酒是少傾、是尽盡傾。曰、降神是盡傾、○楊氏復曰、此四條降神酌酒、是盡傾、三獻奠酒、不当澆之於地、家禮、初獻取高俎妣盞、祭之茅上者、代神祭也、禮祭酒少傾於地、祭食於豆間、皆代神祭也。

(ロ)『性理大全』卷二十一 「諸儒家礼」

厥明夙興設蔬果酒饌。(注) (略) 質明奉主就位。(注) (略) 參神。(注) (略)

司馬温公曰 古之祭者、不知神之所在。故灌用鬱鬯、臭陰達于淵泉。蕭合黍稷、臭陽達于牆屋、所以廣求神也。今此禮既難行於士民之家。故但焚香酌酒以代之。

『嘉徳堂規模帳』は、『性理大全』卷21「諸儒家礼」の2箇所から引用した。『嘉徳堂規模帳』の『朱子家礼』卷1からの引用文と楊復の言とは、『性理大全』卷21「諸儒家礼」の(イ)文に対応する。両書の対応する文を比べると、異同が若干認められる。1つ目は、『嘉徳堂規模帳』において『朱子家礼』卷一曰とあるのに対して、『性理大全』卷21「諸儒家礼」の該当部分では「朱子曰」となっている。2つ目は、『嘉徳堂規模帳』の引用文では「問酌油、是少傾、是尽傾」という問いかけに対して、「朱子曰」と回答者を明記しているが、『性理大全』卷21「諸儒家礼」の該当部分では回答者を明示せず、ただ「曰」とあるのみである点である。3つ目は、『性理大全』卷21「諸儒家礼」の該当部分では「酌酒有兩説」となっているが、『嘉徳堂規模帳』の引用文では「酌油有兩説」となっている。つまり「酒」が「油」になっている。

『嘉徳堂規模帳』の司馬温公(司馬光)の言は、『性理大全』卷21「諸儒家礼」の(ロ)文と対応する。両文間の異同は、字体の異同のみである。(字体の異同については、刊行された『嘉徳堂規模帳』の字体が必ずしも原文を反映しているわけではない。したがって字体の異同については、深くは問わない。)

以上みた如く、両書の間には若干の異同がみられるが、総じて些細な異同に過ぎない。

『嘉徳堂規模帳』の撰者が、『性理大全』卷21「諸儒家礼」の(イ)・(ロ)両文を筆写し、筆写の際書名・巻名・回答者を書き加えたり、「酒」と転写すべきところを「油」と誤写したものと考えられる。

(8) 『朱子家礼』(『家礼』・『文公家礼』) ① (P,72) ^[*4]

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文(附図1)

此図見于儀礼節略及朱子家礼七卷

○每位設饌舊圖(附図1)

○兩位並設饌図(附図1)

(B) 原典(附図5・附図6)

『朱子家礼(文公家礼)』卷七

○每位設饌之圖(附図5)

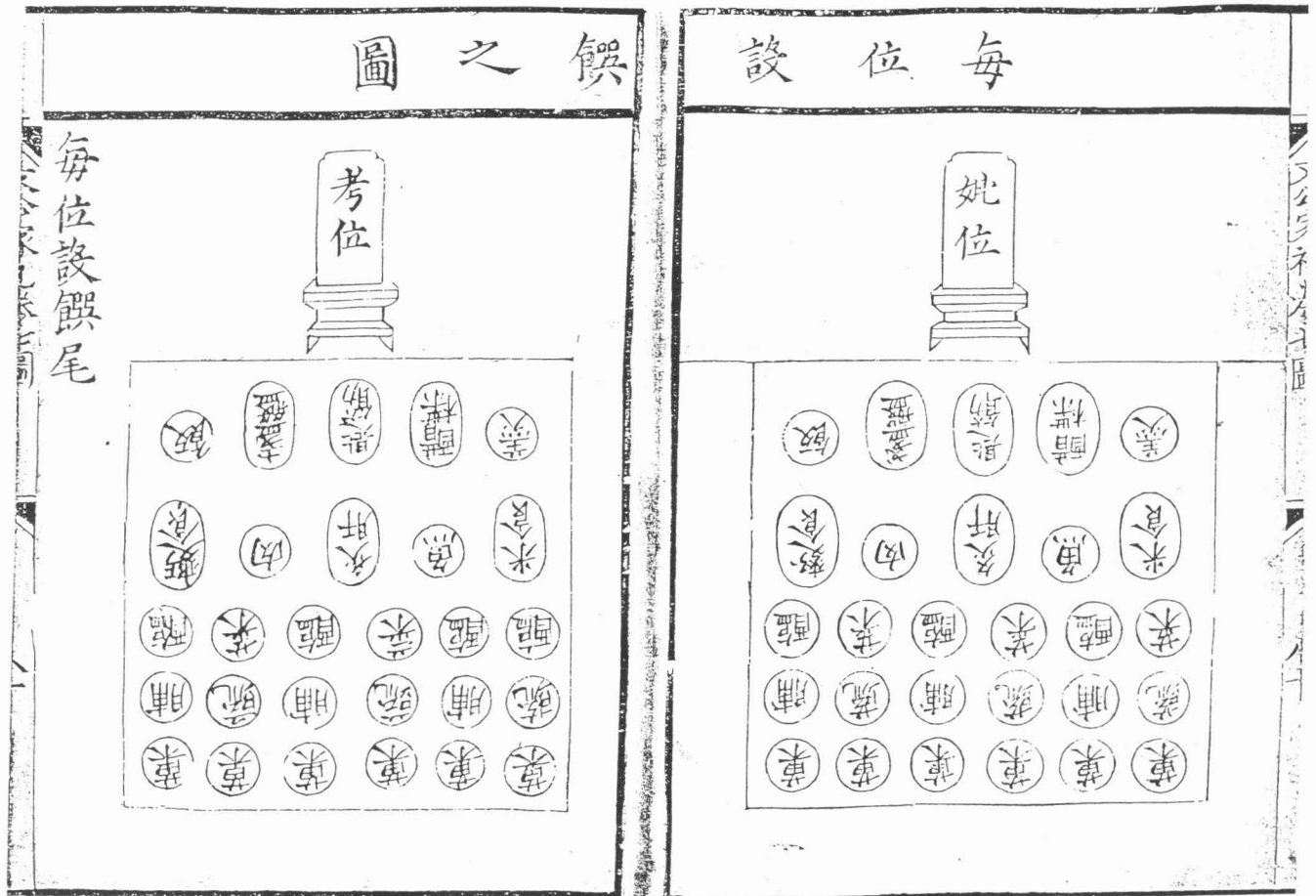
○兩位並設之圖(附図6)

【附図1】

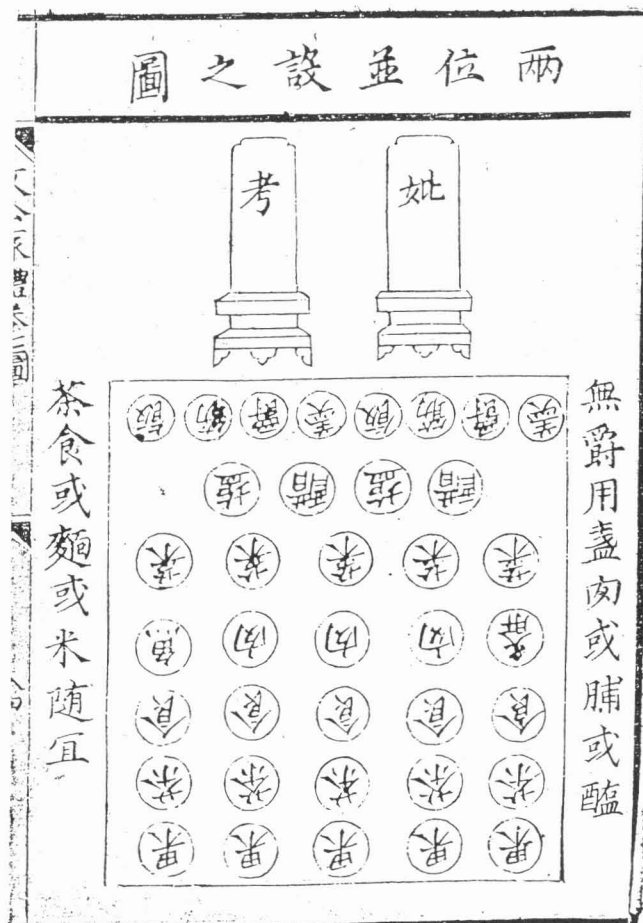


[*4] 『朱子家礼(文公家礼)』には、版本が朱子の原本の系統と明代の丘濬注釈の系統がある。ここでは、京都大学文学部桑原文庫所蔵の后者の系統に属する書を用いた。近年、久米島の與世永家から丘濬本の系統の『朱子家礼八卷首一卷』の残巻が見つかった。鄧陳壺「琉球における『家礼』の思想—『四本堂家礼』を中心として—」(『名古屋大学東洋史研究報告』23 1999年)参照。

【附圖 5】



【附圖 6】



『嘉徳堂規模帳』の記載の両図（附図 1）と『朱子家礼（文公家礼）』の記載の両図（附図 5・附図 6）を対照すると、以下の如く異同が認められる。

（イ）每位設饌舊圖

図の構成については、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では考位と妣位に対する供え物が 1 ページにまとめて画かれているが、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 5）では、考位とそれに対する供え物、妣位とそれに対する供え物に各々 1 ページが充てられている。図名は、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では同一欄内に記されているが、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 5）では 2 ページに亘り、位牌と供え物が画かれている部分とは、別欄を設けて書かれている。図名は、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では「每位設饌舊圖」であるが、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 5）では「每位設饌之圖」とある。

解説文に関しては、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 5）において考位に向かって左側に付されている「每位設饌尾」なる文が、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）にはない。位牌の図は「考位」と「妣位」の名称が記されるのみであるが、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 5）では名称とともに位牌の形が画かれている。

供え物に関しては、妣位 1 列目右 2 と考位 1 列目右 2 が、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では「醋碟」となっているが、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 5）では「醋櫛」となっている。また考位 3 列目右 1 が、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では「(蔬) 菜」となっているが、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 5）では「醢」となっている。

各供え物は、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では名称だけを各々記しているが、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 5）では各供え物を圏点（○）で囲んである。

『嘉徳堂規模帳』（附図 1）で考位と妣位の 3 列目に置かれている、2 字名の供え物が、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 5）では 1 字名の供え物、各 2 個として示されている。

（ロ）兩位並設饌圖

図の構成については、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 6）では同一ページに別欄を設けて書かれているが、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では図名が欄内に記されている。『朱子家礼（文公家礼）』（附図 6）では図名が、「兩位並設之図」となっているが、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では図名が「兩位並設饌圖」とある。

図に関しては、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 6）では「考位」・「妣位」のいずれも位牌の形が描かれており、名称は各々「考」・「妣」と省略されて書かれているが、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）では「考位」・「妣位」と名称が記されて卓が画かれている。

供え物については、『朱子家礼（文公家礼）』（附図 6）ではその名称が各々圏点で囲まれているのに対して、『嘉徳堂規模帳』（附図 1）ではその名称が記されているだけである。

『嘉徳堂規模帳』(附図1)の2列目と3列目の各々2字から成る名の1個の供え物として扱われているのに対して、『朱子家礼(文公家礼)』(附図6)では各々1字名のもの2個として表示されている。

また『嘉徳堂規模帳』の2列目の脯醢が、『朱子家礼(文公家礼)』(附図6)では「脯」と「醢」ではなく、「肉」と「菜」になっている。

以上『嘉徳堂規模帳』掲載の「每位設饌舊圖」(附図1)と「兩位並設饌圖」(附図1)を、『朱子家礼(文公家礼)』記載の両図(附図5・附図6)と比較した。前に同様に『嘉徳堂規模帳』掲載の「每位設饌舊圖」(附図1)と「兩位並設饌圖」(附図1)を、『儀礼節略』記載の両図(附図2)と比べた。『嘉徳堂規模帳』掲載の「每位設饌舊圖」(附図1)と「兩位並設饌圖」(附図1)は、どちららかといえ、『朱子家礼(文公家礼)』記載の両図(附図5・附図6)より『儀礼節略』記載の両図(附図2)との間にある異同の方が少なく、『嘉徳堂規模帳』の撰者は『儀礼節略』記載の両図(附図2)を主として写したものとみられる。

(8) 『朱子家礼』(『家礼』・『文公家礼』) ② (P,84)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

不作仏事

朱子家礼卷四云、司馬温公曰、世俗信浮屠誑誘、于始死及七七日百日期年再期、除喪飯僧、設道場、或作水陸大会、写經造像、修建塔廟云、為死者、滅弥天罪惡、必生天堂、受種々快樂、不為者、必入地獄、剉燒舂磨、受無辺波吒之苦、殊不知人生含氣血、知痛癢、或剪爪剃髮、從而燒斫之、己不知苦、況于死者形神相離、形則入于黄壤、朽腐消滅、与木石等、神則飄若風吹、不知何之、借使剉燒舂磨、豈復知之、且浮屠所謂天堂・地獄者、計亦以勸善而懲惡也、苟不以至公行之、雖鬼可得而治乎、是以刺史李丹与妹書曰、天堂無則已、有則君子登、地獄無則已、有則小人入、世人親死而禱浮屠、是不以其親為君子、而為積惡有罪之小人也、何待其親之不厚哉、就使其親實積惡有罪、豈賂浮屠所能免乎、此則中智所共知、而举世曉々信奉之、何其易惑、而難曉也、甚者至有傾家財産然後已、与其如此、旃若早売田營墓而葬之乎、彼天堂・地獄、若果有之、当与天地俱生、自仏法未入中国之前、人死而復生者、亦有之矣、何故無一人誤入地獄、見閻羅十王者耶、不学者、固不足与言、讀書知古者、亦可以少悟矣、右仏事、集覽云、張美和曰、釈氏所謂十王者、一曰秦廣王、二曰楚江王、三曰宋帝王、四曰五官王、五曰閻羅王、六曰卞城王、七曰泰山王、八曰平等王、九曰都市王、十曰轉輪王之類、是也

(B) 原典

『朱子家礼(文公家礼)』卷四「喪礼」

〔喪礼餘註〕

(略)

司馬溫公曰、世俗信浮屠誑誘、于始死及七七日・百日・暮年・再暮、除喪飯僧、設道場、或作水陸太會、寫經造像。修建塔廟云、為死者、滅彌天罪惡、必生天堂。受種種快樂、不為者、必入地獄。剉燒舂磨。受無邊波吨之苦。殊不知人生含氣血。知痛癢。或剪爪剃髮。從而燒斫之。已不知苦。況于死者、形神相離。形則入于黃壤。朽腐消滅。與木石等。神則飄若風吹。不知何之。借使剉燒舂磨、豈復知之。且浮屠所謂天堂・地獄者、計亦以勸善而懲惡也。苟不以至公行之、雖鬼、可得而治乎。是以唐廬州刺史李丹與妹書曰、天堂無則已。有則君子登。地獄無則已。有則小人入。世人親死而禱浮屠、是不以其親為君子。而為積惡有罪之小人也。何待其親之不厚哉。就使其親實積惡有罪。豈賂浮屠所能免乎。此則中智所共知。而舉世滔々信奉之。何其易惑而難曉也。甚者至有傾家敗產然後已。與其如此、曷若早賣田營墓而葬之乎。彼天堂・地獄、若果有之、當與天地俱生。自佛法未入中國之前、人死而復生者、亦有之矣。何故無一人誤入地獄見閻羅十王者耶。不學者固不足與言、讀書知古者、亦可以少悟矣。

〔右佛事〕

『嘉徳堂規模帳』の引用文と『朱子家礼（文公家礼）』卷4の該当文を対照すると、以下の如く異同がみられる。1つ目は、『朱子家礼（文公家礼）』卷4の該当文にはない、「集覧云」以下の文(傍線部分)が『嘉徳堂規模帳』にはある。この点に関しては、後で再検討したい。2つ目は、『朱子家礼（文公家礼）』卷4の該当文では「唐廬州刺史李丹」(波線部分)となっているのに対して、『嘉徳堂規模帳』では「刺史李丹」(波線部分)となっている。3つ目は、『朱子家礼（文公家礼）』卷4の該当文では「敗」(囲み部分)が、『嘉徳堂規模帳』では「財」と書かれてある。

(9) 『礼記』① (P,85)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

曲礼曰、君子行礼、不求變俗、祭祀之礼、居喪之服、哭泣之位、皆如其国之故、謹修其法而審行之、○註云、言卿大夫士、有徙居他国者、行列之事、不可變其故国之俗、皆当謹修其典法、而審慎行之、

(B) 原典

『礼記』卷四「曲礼篇」下

君子行禮、不求變俗、祭祀之禮、居喪之服、哭泣之位、皆如其國之故、謹脩其法而審行之、

(注) (略)

『嘉徳堂規模帳』の引用文と阮元編の『十三經注疏』所収の『礼記』卷四「曲礼

篇」下の該当文を比較すると、経文は完全に一致するが、注文は全く異なる。『嘉徳堂規模帳』の撰者は、別の注釈書をみたと思われる。但だ如何なる注釈書を目にしたかは、今のところ不明である。

(9) 『礼記』② (P,86)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

檀弓云、君臨臣喪、以巫祝桃茢執戈、惡之也、所以異于生也、喪有死之道焉、先王之所難言也、○註云、桃性辟惡、鬼神畏之、王莽惡高廟神靈、以桃湯灑其壁、茢苕帚也、所以除穢、巫執桃、祝執茢、小臣執戈、蓋為有凶邪之氣惡、故以此三物辟拔之也、臨生者、則惟執戈而已、今如以桃茢、故曰異于生也、君使臣以礼、死而惡之、豈礼也哉、然人死斯惡之矣、故喪礼実有惡死之道焉、先王之所不忍言也、

(B) 原典

『礼記』卷九「檀弓篇」下

君臨臣喪、以巫祝桃茢執伐、惡之也。所以異于生也。

(注) (略)

『嘉徳堂規模帳』の引用文と阮元編の『十三經注疏』所収の『礼記』卷四「曲礼篇」下の該当文を比較すると、経文は完全に一致するが、注文は全く異なる。『嘉徳堂規模帳』の撰者は、別の注釈書をみたと思われる。但だ如何なる注釈書を目にしたかは、今のところ不明である。

(9) 『礼記』③ (P,90)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

礼記雜記篇云、祭称孝子・孝孫、喪称哀子・哀孫、○同集註云、祭以追養、故称孝、喪以哀死、故称哀、

(B) 原典

『礼記』卷41「雜記篇」上

祭称孝子・孝孫、喪称哀子・哀孫。

(注) (略)

『嘉徳堂規模帳』の引用文と阮元編の『十三經注疏』所収の『礼記』卷41「雜記篇」下の該当文を比較すると、経文は完全に一致するが、注文は全く異なる。『嘉徳堂規模帳』の撰者は、別の注釈書をみたと思われる。但だ如何なる注釈書を目にしたかは、今のところ不明である。

(9) 『礼記』④ (P,90)

(A) 『嘉徳堂規模帳』引用文

儀礼節略并曲礼云、生曰父・母・妻、死曰考・妣・嬪、

(B) 原典

『礼記』卷5「曲礼篇」下

生曰父曰母曰妻、死曰考曰妣曰嬪。

『嘉徳堂規模帳』の引用文と阮元編の『十三経注疏』所収の『礼記』卷5「曲礼篇」下の該当文を比較すると、経文は基本的に一致するが、『嘉徳堂規模帳』の引用文が「曰」の字が4ヶ所脱けている。即ち、[1]父と母の間、[2]母と妻の間、[3]考と妣の間、[4]妣と嬪の間である。

以上、原典に当たって、『嘉徳堂規模帳』の引用文を見出し得たのは、『錦字箋』・『韻府群玉』・『事類賦』・『三齊略記』・『礼記』・『性理大全』・『儀礼節略』・『朱子家礼（文公家礼）』である。引用文が認められなかったのは、『家礼会通』と『春秋節』である。また諸般の事情から調査し得なかった漢籍は、『齐家宝要』・『玉匣記』・『幼学須知』である。

『嘉徳堂規模帳』の引用文を見出し得た8書の中、『礼記』は引用した経文が一致するが、注文が『十三経注疏』所収の『礼記』の注文と異なり、他の注釈書を見たことは確実であるが、いずれの注釈書を目撃したかは、現時点では確定できない。今後の課題としたい。『錦字箋』・『韻府群玉』・『事類賦』・『三齊略記』の4書は、『嘉徳堂規模帳』の引用文と4書の該当文が一致することから、『嘉徳堂規模帳』の撰者は実見していたものと思われる。

『性理大全』は、『嘉徳堂規模帳』の引用文と原文が完全に一致することから、『嘉徳堂規模帳』の撰者は、実際にみたことは確実であろう。

『儀礼節略』は、『嘉徳堂規模帳』において引用されている8文中、4文までしか該当文と一致しない。しかしながら『嘉徳堂規模帳』にある、(5)『儀礼節略』④(P,87)の引用文中、一部は他書から引かれているけれども、『嘉徳堂規模帳』において引用箇所として記されている葉数が、『儀礼節略』の該当文のある葉数と同じであることから、『嘉徳堂規模帳』の撰者は『儀礼節略』を目にしていたことは、間違いのないところであろう。

問題は、『嘉徳堂規模帳』の撰者が『朱子家礼（文公家礼）』を果たして見ていたか否か、である。『嘉徳堂規模帳』が『朱子家礼（文公家礼）』から引いたと記す、12箇所中（うち2箇所は図）、原典たる『朱子家礼（文公家礼）』にその存在が確認できるのは、(7)『朱子家礼』（『家礼』・『文公家礼』）①(P,72)の2図と、(8)『朱子家礼』（『家礼』・『文公家礼』）②(P,84)の1文である。(7)『朱子家礼』（『家

礼』・『文公家礼』) ① (P,72) の 2 図は、『朱子家礼 (文公家礼)』の第 7 卷に確かに載っているが、どちらかと言えば、引用書名が記されている、他の 1 書『儀礼節略』にその内容が近い。基本的には『儀礼節略』に掲載されている両図に拠って画かれたものであろう。

(8) 『朱子家礼』(『家礼』・『文公家礼』) ② (P,84) の 1 文は、「集覽云」以下の文を除いて、すべて『朱子家礼 (文公家礼)』の該当文と同じである。だが実は「集覽云」以下の文も含めて、全文が『性理大全』巻 20 「諸儒家礼」に載っている。それが、以下の文である。

『性理大全』巻二十 「諸儒家礼」

不作佛事。 司馬溫公曰世俗信浮屠誑誘、于始死及七七日・百日・暮年・再暮、除喪飯僧、設道場、或作水陸大會、寫經造像、修建塔廟云、為死者滅彌天罪惡、必生天堂、受種種快樂、不為者必入地獄、剉燒舂磨、受無邊波屯之苦、殊不知人生含氣血、知痛癢、或剪爪剃髮、從而燒斫之、已不知苦。況于死者形神相離、形則入于黃壤、朽腐消滅、與木石等、神則飄若風火、不知何之。借使剉燒舂磨、豈復知之。且浮屠所謂天堂・地獄者、計亦以勸善而懲惡也、苟不以至公行之、雖鬼、可得而治乎。是以唐廬州刺史李丹與妹書曰、天堂無、則已。有、則君子登。地獄無、則已。有、則小人入。世人親死而禱浮屠。是不以其親為君子、而為積惡有罪之小人也。何待其親之不厚哉。就使其親實積惡有罪、豈賂浮屠所能免乎。此則中智所共知而舉世滔々信奉之。何其易惑而難曉也。甚者至有傾家破産、然後已。與其如此、曷若早賣田營墓而葬之乎。彼天堂・地獄、若果有之、當與天地俱生。自佛法未入中國之前、人死而復生者、亦有之矣。何故無一人誤入地獄、見閻羅等十王者耶。不學者、固不足與言。讀書知古者、亦可以少悟矣。 集覽 閻羅等十王 張美和曰、釋氏所謂十王者、一曰秦廣、二曰初江、三曰宋帝、四曰五官、五曰閻羅、六曰變成、七曰泰山、八曰平等、九曰都市、十曰轉輪之類、是已。

『嘉徳堂規模帳』の引用文と『性理大全』の該当文を比較すると、異同が 5 つある。1 つ目は、『性理大全』の該当文では「唐廬州刺史李舟」となっているが、『嘉徳堂規模帳』の引用文では「刺史李丹」となっている。2 つ目は、『性理大全』の該当文では「傾家破産」となっているが、『嘉徳堂規模帳』の引用文では「傾家財産」となっている。3 つ目は、『性理大全』の該当文では「右仏事」という 1 句を欠いているけれども、『嘉徳堂規模帳』の引用文にはある。4 つ目は、閻羅等十王の名称が『性理大全』の該当文には各々「王」の 1 字が落ちているが、『嘉徳堂規模帳』の引用文には各々付いている。5 つ目は、王名そのものが『性理大全』の該当文では各々「初江」・「變成」となっているのに対して、『嘉徳堂規模帳』の引用文では各々

「楚江」・「卞城」となっている。

以上の異同について、改めて『朱子家礼（文公家礼）』の該当文をみると、1つ目と1つ目の異同は、各々「刺史李丹」・「傾家敗産」となっている。3つ目については、『性理大全』の該当文が欠いていた1句「右仏事」がある。「集覧云」以下の文が欠落している点を除けば、『朱子家礼（文公家礼）』の該当文は『性理大全』の該当文より『嘉徳堂規模帳』の引用文に近い。

「集覧云」以下の文については、『嘉徳堂規模帳』の引用文と『性理大全』の該当文は王名が「王」を欠いていたり、2王の名が異なっている以外、一致する。

『嘉徳堂規模帳』の撰者は、恐らく『朱子家礼（文公家礼）』と『性理大全』の両書を参照していたものと思われる。そして司馬温公の言は『朱子家礼（文公家礼）』の該当文を抄写し、「集覧云」以下の文は『性理大全』の該当文を転写したものとみられる。『嘉徳堂規模帳』にみえる『朱子家礼（文公家礼）』からの引用文は、すべて原典の『朱子家礼（文公家礼）』にその存在が認められたわけではないが、上記の引用文についての考察から、『嘉徳堂規模帳』の撰者は『朱子家礼（文公家礼）』を手にし目にしていたとみられる。

3. 結語

これまで検討してきたことをまとめると、『嘉徳堂規模帳』の撰者は『錦字箋』・『韻府群玉』・『事類賦』・『三齊略記』・『性理大全』・『儀礼節略』・『朱子家礼（文公家礼）』を実見していたものと思われる（『三齊略記』についてはみていなかった可能性は否定できないが）。これら7書の中、『事類賦』を除いて、残りの6書は高津孝・栄野川敦両氏が現存する琉球関係の漢籍を網羅的に調査して編集した目録にみえない書籍である。^{〔*5〕}

最後に未解決のままに終わった問題について記しておこう。先ず第1に『嘉徳堂規模帳』の撰者が実見していたものと思われる、『錦字箋』・『韻府群玉』・『事類賦』・『三齊略記』・『性理大全』・『儀礼節略』・『朱子家礼（文公家礼）』の7書がどこで刷られ、どのようにして琉球に運ばれてきたのか、考えてみる必要がある。恐らく琉球が明清代に中国と交流する窓口であった福建で印刷され、琉球に伝わったとみられる。ただこれは、今のところ憶測の域を出ず、今後以上の7書がいつどこで刷られてどの程度流布していたのか、個別に精査した上で、論議しなければならない問題であろう。

〔*5〕 高津孝・栄野川敦編『琉球列島における宗教資料に関する総合調査・漢籍目録篇—琉球関係漢籍調査目録—』（平成4・5年度文部省科学研究費補助金総合研究〔A〕研究成果報告書 1994年）参照。『事類賦』は、明華麟祥校刊本5冊が楚南家文書95-99として、同上書にみえる。

第 2 に『嘉徳堂規模帳』に『朱子家礼（文公家礼）』から引用したとして載っている文が私が目にした『朱子家礼（文公家礼）』には見当たらなかった。私がみた『朱子家礼（文公家礼）』は丘濬注釈の系統の 1 本に限られており、他の諸版本にも当たってみる必要がある。

第 3 に『嘉徳堂規模帳』に引かれている『礼記』は、経文は十三経注疏所収の『礼記』の経文と合致するが、注文は一致しない。『嘉徳堂規模帳』の撰者は、恐らく明清代に刷らていた『礼記』の注釈書を目撃していたものと推察される。明清代に刷られていた『礼記』の諸注釈書に当たって、『嘉徳堂規模帳』に引かれている『礼記』の注文と諸注釈書の注文を対照してみる必要がある。

第 4 に『齊家宝要』・『玉匣記』・『幼学須知』・『家礼会通』・『春秋節』など、『嘉徳堂規模帳』にその文が引かれているが、今回原典と引用文とを対照することのできなかった 5 書については、今後調べることにしたい。